



IFRS<sup>®</sup>

Foundation

2024年12月

公開草案

IFRS財団

デュー・プロセス・ハンドブック

コメント期限：2025年3月28日



## 公開草案

# IFRS財団「デュー・プロセス・ ハンドブック」の修正案

コメント期限：2025年3月28日

Exposure Draft IFRS/DPH/ED/2024 is published by the IFRS Foundation (Foundation) for comment only. Comments need to be received by **28 March 2025** and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2024 IFRS Foundation

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of Foundation publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®', 'SIC®', 'ISSB™' and 'SASB®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

# IFRS財団「デュー・プロセス・ ハンドブック」の修正案

コメント期限：2025年3月28日

## 公開草案—2024年12月

公開草案 IFRS/DPH/ED/2024 は、IFRS 財団（当財団）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは 2025 年 3 月 28 日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

### © 2024 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

当財団の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘NIIF®’, ‘SIC®’, ‘ISSB™’ 及び‘SASB®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

# 目 次

開始ページ

はじめに .....	6
コメント募集 .....	7
「デュー・プロセス・ハンドブック」の修正案 .....	14
1 はじめに .....	15
2 監 督 .....	17
3 原 則 .....	20
4 テクニカル作業計画 .....	35
5 基準設定プロジェクト .....	39
6 新規の又は修正したIFRS基準書 .....	43
7 IFRIC解釈指針 .....	53
8 一貫した適用の支援 .....	56
9 認識されたデュー・プロセス違反に対する評議員会の措置の手続書 .....	59
附属文書A .....	61
附属文書B .....	69
用語集 .....	71

## はじめに

---

IFRS 財団の評議員会のデュー・プロセス監督委員会 (DPOC) が本公開草案を公表しているのは、利害関係者から IFRS 財団 (当財団) の「デュー・プロセス・ハンドブック」(「ハンドブック」) の修正案に対するフィードバックを求めるためである。

「ハンドブック」は、国際会計基準審議会 (IASB)、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) 及び IFRS 解釈指針委員会 (解釈指針委員会) のテクニカル活動に適用されるデュー・プロセスを示している。評議員会は、DPOC を通じてこのデュー・プロセスへの準拠のモニタリングに責任を負っている。また、DPOC は、変化するニーズ、進化しているデュー・プロセスの慣行及び利害関係者からのコメントに照らして「ハンドブック」をレビューし、必要な場合には修正する。

「ハンドブック」が前回更新されたのは、ISSB が創設される前の 2020 年 8 月であった。したがって、「ハンドブック」は ISSB に言及していない。それでも、当財団のウェブサイト上の DPOC のウェブページで説明されているように、ISSB は「ハンドブック」で定められている IASB のためのデュー・プロセスを 2022 年の活動開始から適用してきた。さらに、DPOC は ISSB のテクニカル活動を IASB の活動と同じ方法で監督してきた。当財団のデュー・プロセスは両審議会の基準設定を支えるものであり、当財団が ISSB を創設することを要望された主要な理由の 1 つであった。

実務において、「ハンドブック」に示されているデュー・プロセスは、ISSB の基準が主題事項及び産業固有の内容の程度において IASB の基準と異なっているが、ISSB のための頑健で運用可能なデュー・プロセスを提供している。これまでのところ、DPOC は、SASB スタンドアードについての ISSB のためのいくつかの具体的なデュー・プロセスを除いては、両審議会について別々のデュー・プロセスを作り出す必要性を識別していない。ISSB の活動開始から 2 年以上が経過したことから、DPOC は ISSB のためのデュー・プロセスを公式に定めるために「ハンドブック」を修正することを決定した。「ハンドブック」を ISSB への言及を含めるように更新することは、IASB と ISSB が同じデュー・プロセスを適用することを明確にし明示することにもなる。

ISSB の創設が「ハンドブック」の修正案の契機ではあったが、DPOC はこの機会を利用して、2020 年の更新以降の経験を反映して絞った拡充及び明確化を提案している。これらの修正は、当財団のデュー・プロセスの根本的な変更となるものではない。DPOC の見解は、現行のデュー・プロセスは完全かつ頑健であり、IASB だけでなく ISSB にとっても適切であるというものであるからである。DPOC は、2020 年修正はよく機能しているとも考えている。

「ハンドブック」の今回の更新において、DPOC が念頭に置いたのは、ISSB は依然として活動の初期段階にあり、2 つの審議会はコネクティビティに関する作業の初期段階にあることである。両審議会のプロセスは、より多くの経験を蓄積するにつれて進展し続けるであろう。DPOC は進展及びデュー・プロセスの変更又は追加の必要性を引き続きモニタリングする。

修正案について 7 ページから 13 ページに説明しており、改訂後の「ハンドブック」を 15 ページ以降に示している。「ハンドブック」の変更点は 14 ページで説明しているように見え消し形式で示している。

DPOC は本公開草案に対するフィードバックを検討し、その後に「ハンドブック」の修正を最終確定する方法を決定する。

## コメント募集

### ISSB の創設を「ハンドブック」に反映すること

#### ISSB のためのデュー・プロセスを含めること

DPOC は、デュー・プロセスの要求事項が IASB と同様に ISSB に適用される旨を定める「ハンドブック」の修正を提案している。全般的に、これらの修正は、「審議会 (the Board)」(元来は IASB を意味していた) へのすべての言及を「審議会 (a board)」、「当該審議会 (the board)」又は「両審議会 (the boards)」に文脈に応じて変更することを伴う。明瞭化のため、DPOC は 1.5 項に次の説明を追加することを提案している。両審議会は同じデュー・プロセスの要求事項を適用するが、例外として、ISSB には解釈指針委員会に相当するものがなく、また、SASB スタンダード及び SASB スタンダード・タクソノミについての具体的なデュー・プロセスがある旨の説明である。

さらに、改訂後の「ハンドブック」では次のようになる。

- 1.1 項が、IFRS 財団「定款」に記述されている当財団の拡大された任務を反映するように修正される。「定款」は ISSB の創設を織り込むために 2021 年 11 月に改訂された。
- 「財務諸表」への言及が「一般目的財務報告書」に修正される。IFRS 会計基準に従って作成される財務諸表のほか、IFRS サステナビリティ開示基準に従って作成されるサステナビリティ関連財務開示を含めるためである。「財務報告」への言及は変更の必要がない。ISSB の作業は、IASB が開発した「財務報告に関する概念フレームワーク」における財務報告の定義と整合しているからである。
- セクション 3 を、ISSB の諮問機関(サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム(SSAF) 及び ISSB 投資家諮問グループなど) 及び ISSB が接触するサステナビリティ開示基準設定主体その他の機関を含めるように修正する。改訂後の「ハンドブック」では、ISSB は IASB が会計基準アドバイザー・フォーラムと協議するのと同じ方法で SSAF と協議すると定める。
- 3.2 項及び 3.19 項に記述している審議会の会議についての取決めに、ISSB の複数拠点の実用性を反映するように修正する。

#### SASB スタンダード及び SASB スタンダード・タクソノミについてのデュー・プロセス

DPOC は、新たな付属文書 B を「ハンドブック」に追加することを提案している。SASB スタンダード及び SASB スタンダード・タクソノミについての具体的なデュー・プロセスを含めるためである。DPOC は、2022 年にこのデュー・プロセスを承認し当財団のウェブサイトで公表した。

ISSB は、IFRS 財団と価値報告財団が 2022 年 8 月に統合した後に SASB スタンダードについての責任を引き受けた。SASB スタンダードは IFRS 基準ではないが、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報に関する全般的な要求事項」を適用する企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するために、SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することを要求される。したがって、SASB スタンダードは IFRS 基準及びその付属資料において特有の役割を有する。

SASB スタンダードについてのデュー・プロセスは、ISSB が ISSB メンバーのグループ、SASB スタンダード・ボード・アドバイザー・グループを利用して、ISSB が承認するための SASB スタンダードの修正を開発する。承認には ISSB の特別多数決 (IFRS サステナビリティ開示基準書の



修正と同数の支持)が必要となる。ISSBはSASBスタンダードの修正及び修正案を公開の会議で承認する。

2022年にSASBスタンダードについてのデュー・プロセスを開発した際に、DPOCは現行のデュー・プロセスからの原則に依拠した。DPOCは、デュー・プロセスの透明性及び包摂性の必要性(IFRS S1号の適用におけるSASBスタンダードの重要性を踏まえて)と、企業がSASBスタンダードを適用することを要求されないこととのバランスを取ることも図った。DPOCは、開発プロセスにおいてISSBメンバーのグループを利用することで、ISSBがSASBスタンダードの維持管理及び向上を適時に行う上での効率性を高めることができる一方、ISSBがSASBスタンダードの修正案及び公表する修正に依然として責任を負うことが確保されると結論を下した。

このデュー・プロセスは、SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるプロジェクトにおいてISSBのためによく機能した。したがって、DPOCはウェブサイト上で記述したデュー・プロセスに対する修正を提案していない。しかし、付属文書Bにおける要求事項案は、デュー・プロセスについてのより完全な記述を示しており、例えば、ISSBが公開草案のコメント期間を設定し、再公開が必要かどうかを決定する旨を明確化している。

### コネクティビティを反映すること

ISSBをIASBと並んで活動する独立の審議会として反映するための「ハンドブック」の修正を提案しているほか、DPOCは、IASBとISSBが、それぞれの要求事項がともに機能し一般目的財務報告書の利用者のための包括的な情報のパッケージを提供することを狙いとしていることを反映するための修正を提案している。

したがって、DPOCは、1.1項を修正して、IASBとISSBがIFRS基準の補完的なセットを開発するという「定款」のセクション2に記述されている目的を含めることを提案している。この目的に従って、DPOCは次の修正を行うことも提案している。

- IASBとISSBとの間の知識共有及び協調を促進するために、いくつかの項を修正して、整備されているプロセスの側面を反映する。例えば、3.2項の修正案は、両審議会が合同会議を開催できると説明しており、3.43項は、審議会諮問グループに他の審議会からのメンバーを含めることができると説明している。
- 4.10項を修正して、審議会が作業計画を開発する際に、当該審議会は他方の審議会の作業とのつながりの機会を考慮することによって新しい事項を識別する場合がある旨を説明する。
- 6.25項を修正して、基準設定プロセスに新しい手順を追加する。DPOCは、審議会が審議を完了する際に、テクニカル・スタッフが公開の会議での審議会の議論のために、他方の審議会の基準と両立可能で不整合及び矛盾を避ける基準を開発するという「定款」の第37項(i)及び第58項(i)における目的を満たすために踏んだ手順を要約することを提案している。

現行のデュー・プロセスは、適切と判断する場合に両審議会がテクニカル事項を共同で議論すること又はプロジェクトを共同で実施すること(デュー・プロセス文書を共同で公表することを含む)をすでに認めている。DPOCは、3.16項を追加して、それぞれの審議会についての議決の要求事項(「定款」で定められ、「ハンドブック」で踏襲されている)がその場合にどのように適用されるのかを説明することを提案している。それらの要求事項は、それぞれの審議会が特定のデュー・プロセス文書についての議決の要求事項を別々に適用することを要求することになる。例えば、共同の公開草案の公表には、IASBの通常の特多数決とISSBの通常の特多数決の両方が必要となる。

## 質問 1—ISSB の創設を「ハンドブック」に反映すること

DPOC が ISSB の創設及び ISSB のためのデュー・プロセスを「ハンドブック」にどのように反映することを提案しているのかに同意するか。

## 拡充及び明確化

## 適用後レビュー

DPOC は、「ハンドブック」の 6.50 項から 6.64 項における適用後レビュー（PIR）についての要求事項を明確化する修正を提案している。

DPOC は、2020 年の更新において PIR についての要求事項を実質的には修正しなかった。その時点で、IASB は PIR を 3 件しか実施していなかったが、主要な IFRS 会計基準書について今後予定されている PIR からより多くの経験を得ると見込んでいた。IASB が経験を得るにつれて、また、利害関係者のフィードバックに照らして、IASB は PIR の目的、プロセス及び考えられる結果を公表物の中でより明確に説明した。DPOC はこれらの進展を IASB の PIR の監督を通じてモニターした。

DPOC は、これらの進展を「ハンドブック」に反映することを提案している。修正後の要求事項は、ISSB がやがて PIR を行う際にも適用される。修正案は次のことを明確化している。

- PIR の目的（新 IFRS 基準書又は基準書の大規模修正の要求事項を適用することの影響が、当該要求事項の開発時に意図されたとおりにどうかを評価することである）。修正案は、PIR は基準設定プロジェクトではなく、基準設定に自動的に繋がらないことを強調している。
- PIR の開始日（現在定められている適用の 2 年後ではなく、十分な情報が新しい要求事項の影響を評価するために利用可能となる時となる）。この原則ベースの定義は、IASB の経験とサステナビリティ報告の発生の両方を反映している。したがって、DPOC は旧 6.55 項（PIR が事項の初期的評価の後に延期される可能性がある」と説明していた）を削除することを提案している。審議会は、新しい要求事項を評価し PIR を実施するための十分な情報を有していると判断した後にのみ PIR を開始する。
- PIR から生じた事項が追加の対応を要するかどうか、及びその場合にそれらの優先順位を付ける方法を決定するためのプロセス
- PIR の可能性のある結果（新しい要求事項が意図されたとおりに機能しているかどうかに関して全体的な評価を行うための証拠を収集する際に、両審議会は具体的な適用上の疑問点を識別する可能性がある」と定めることを含む）。しかし、PIR はすべての適用上の疑問点の解決につながることを意図したものではない。

提案している明確化は、現行の要求事項の広範な文案変更を伴っているが、現行のデュー・プロセスの主要な要素は影響を受けない。両審議会は依然として、新しい基準書又は基準書的大幅な修正の PIR を実施すること、PIR において調査すべき事項の初期的な識別及び評価を行うこと、公開協議を実施すること、識別された事項及び取るべき対応を要約したプロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントを公表することを要求される。DPOC は引き続き、プロセスを監督し、プロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントの草案を最終確定及び公表の前に検討する。

## IFRS 基準の軽微な改善

DPOCは、6.11項から6.17項における年次改善についての要求事項を修正して、そうした改善には要求事項を更新するか又はIFRS基準書に付属する資料を更新する軽微な又は狭い範囲の修正も含めることができる旨を定めることを提案している。

年次改善プロセスは、IASBが単一のパッケージとしてのIFRS会計基準の軽微な改善のセットをコメントを求めるために定期的に公開することを可能にしてきた。このような修正を開発するためのプロセスは、基準書の他の修正と同じであるが、修正の軽微又は狭い範囲の性質により、通常の120日ではなく90日のコメント期間を認めている点異なる。コメントレターのプロセス以外のアウトリーチ又は協議は要求されない。

現行の要求事項は、年次改善プロセスに含めることのできる軽微な又は狭い範囲の修正を、文言を明確化するか又は比較的軽微な意図しない帰結、見落とし又は矛盾を訂正する修正に限定している。したがって、ISSBは、このプロセスを、産業別の要求に含まれている指標を更新するための狭い範囲の修正を提案することに利用できないであろう。このため、DPOCは6.12項を修正して、要求事項を更新するか又は基準書に付属する資料（例えば、ガイダンス又は設例）を更新する軽微な又は狭い範囲の修正を含めることも認めることを提案している。この修正は、ISSBに対して、より機敏なデュー・プロセスを基準書における産業別の要求事項の維持管理において提供する。

DPOCは、6.13項において、このプロセスでの修正は、新たな原則を提案することや既存の原則を変更することができないという現在は明示されていない要求を明示することを提案している。したがって、このプロセスに含まれる要求事項の更新は、適用される基準書の中での既存の原則と整合することが必要となる。

DPOCは、このプロセスを記述するために現在使用されている「年次改善」という用語を変更することも提案している。この用語は、当該プロセスが毎年行われるわけではないため、誤った呼称となっている。DPOCはそれに代えて、「ハンドブック」が審議会による基準の定期的な維持管理の一部である「基準の軽微な改善のパッケージ」に言及することを提案している。

## 解釈指針委員会

DPOCは、解釈指針委員会のデュー・プロセスに関するいくつかの明確化を提案している。

2020年の更新における最も重大な修正は、解釈指針委員会のデュー・プロセスに関するものであり、特にIFRS解釈指針委員会が公表するアジェンダ決定の記述の改善及びそれらについてのデュー・プロセスの拡充によるものであった。当該修正の影響を考へて、DPOCは解釈指針委員会のデュー・プロセスについての利害関係者のフィードバックのモニタリングを継続した。一般的に、2020年以降のフィードバックが示すところでは、当該修正は十分に受け入れられており、IFRS会計基準の一貫した適用の改善におけるアジェンダ決定の有効性を高めている。一部の利害関係者はデュー・プロセスの追加的な変更を提案した。このフィードバックは、DPOCが2020年の更新において考慮したフィードバックと同様であり、DPOCの考慮のバランスがその時点から変化したことを示す新たな証拠はない。したがって、DPOCは解釈指針委員会のデュー・プロセスの根本的な変更を提案していない。しかし、解釈指針委員会のプロセスについての理解を高めるための少数の明確化を提案している。特に、

- 5.17項(a)における要件を明確化すること。解釈指針委員会は、5.17項に示された4つの要件を用いて、提出された質問に対処するための基準設定プロジェクトの必要性を検討する。要件のすべてが満たされるわけではない（したがって疑問に対処するための基準設定プロジェクトが必要とされない）場合、解釈指針委員会はその理由をアジェンダ決定において説明する。第

## IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

1 の要件は、「当該事項が幅広い影響を有しており、影響を受ける者に対して重要性がある影響を有しているか又は有すると見込まれる」と述べている。一部の利害関係者は、「幅広い影響」という用語は明確でなく、解釈指針委員会が提出された事項についていつどのようにして対応を行うのかに関して混乱を生じさせると述べている。DPOC は「幅広い影響」の意味を明確化することを提案している。修正案は、解釈指針委員会が提出された事項を評価するために用いてきたアプローチと整合しており、解釈指針委員会のプロセスの透明性及び理解可能性を強化することになる。

- 8.2 項(d)を削除する。8.2 項(d)は、暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを検討した後、解釈指針委員会は当該事項を IASB に照会することを選択できると述べている。8.2 項(c)の変更案（5.17 項から 5.20 項への参照を含む）は、解釈指針委員会が事項を IASB に照会する可能性を含んでおり、8.2 項(d)が不要となる。

修正案は、「定款」で定められている解釈指針委員会の正式な任務が IASB 及び IFRS 会計基準に関するものであることも反映している。現在、ISSB と IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する移行支援グループは、IFRS サステナビリティ開示基準について生じている疑問点を検討している。

### IFRS 基準書の適用を支援するための資料

DPOC は、当財団が IFRS 基準を補強するために公表する資料についての 8.8 項から 8.16 項におけるデュー・プロセスを明確化し拡充することを提案している。修正案は、デュー・プロセスが依然として目的に合致することを確保するのに役立つであろう。これには ISSB が行う作業が IFRS サステナビリティ開示基準の適用を支援することが含まれる。

基準を補強する資料は、現在、「ハンドブック」において「教育的資料」として記述されている。DPOC は、この記述を削除することを提案している。この記述は資料が基準に関する学習を容易にするためだけに公表されるという示唆となる可能性があるが、当財団は基準の適用、導入又は採用を支援するために広範囲の資料を公表しているからである。

現行のデュー・プロセスは、基準に関する資料を審議会メンバーがレビューすることを要求しており、その審議会メンバーの人数は資料の性質及び複雑性に依拠して決まる。DPOC は、このプロセスは依然として適切であり、開発される可能性のある新しい種類の資料について依然として適切となるはずであると結論を下した。そのような資料は基準における要求事項を追加又は変更することができないからである。例えば、現行のデュー・プロセスは、相互運用可能性のガイダンス（IFRS サステナビリティ開示基準における要求事項が他の組織のサステナビリティ関連基準にどのように関連するのかを記述する新しい種類の資料）の最近の開発のための適切な枠組みを提供した。

DPOC は、8.8 項から 8.16 項を次のように修正することを提案している。

- 当財団が基準に関して公表する資料は、基準における要求事項を追加又は変更できないこと、したがって、新規の又は修正した要求事項が必要とされる場合に、両審議会は通常のデュー・プロセスを適用して基準書の修正を開発することを明確化する。
- 各種の公表資料についてのレビューのために必要となる審議会メンバーの特定の数が最低限であることを明確化する。
- 第三者と開発した資料についてのデュー・プロセスを定めて、当該資料が当財団のデュー・プロセスの対象となった内容を説明することを確保する。
- 相互運用可能性のガイダンスに関する他の団体との当財団の接触を明確化する。

- 第三者が作成して当財団のウェブサイトで公開される資料は、当財団が公表する資料と区別できるようにするために、明確に呼称を付けることを要求されることを明確化する。

## その他の的を絞った修正

DPOC は、「ハンドブック」における要求事項の拡充及び明確化のためのその他の修正を提案している。特に、DPOC は次の点に対する修正を提案している。

- DPOC のプロセス — 2.9 項を修正して、審議会のデュー・プロセスの要求事項への準拠性の継続的なレビューに加えて、DPOC は、審議会が新 IFRS 基準書又は基準書の大規模修正を開発するにあたって従っているデュー・プロセスについて基準書の公表前に別個のレビュー及び評価を実施することを明確化する。
- 議決の取決め — 公開の会議で行われる決定についての「単純多数決」の用語集における定義（3.15 項及び 3.17 項にも記述されている）を修正して、会議に出席した審議会メンバーの過半数であり、選任されているメンバーの過半数ではない（すなわち、議決はその会議に出席（対面であれバーチャルであれ）した審議会メンバーだけを考慮する）ことを明確化する。さらに、議長の追加の投票権に関する要求を 3.23 項から 3.18 項に移動して、議長は単純多数決を要する公開の会議で行われるすべての決定について追加の投票権を有することを明確化する。これらの修正案は、「定款」の第 35 条、第 36 条、第 54 条及び第 55 条に示されている要求事項と整合している。
- 諮問グループ — 3.59 項から 3.64 項を修正して、プロジェクト固有の諮問グループについて述べる前に、まず両審議会の「常設の」諮問グループに焦点を当てる。この順序変更の提案は、一般的には新たなプロジェクト固有のグループを設置するのではなく常設グループの専門性及び的を絞ったアウトリーチに依拠するという両審議会の最近の実務を反映している。審議会は、主要な基準設定プロジェクトを開始する際には、プロジェクト固有のグループを設置すべきかどうかを検討することを依然として要求される。
- アンケート — 3.68 項を追加して、両審議会が利害関係者に、アンケートを完成させることによって公式の協議に回答する機会を提供する可能性があることを説明する。このようなアンケートへの回答は、ウェブサイト上での公開に関してはコメントレターと同じように扱われる。
- 作業計画の協議 — 4.3 項を修正して、それぞれの審議会が作業計画について（従来の 5 年ごとから）少なくとも 5 年ごとに協議を行うことを要求する。この変更は、審議会は 5 年よりも短い期間について作業計画を設定でき、したがって 5 年後よりも頻繁に協議を行う可能性があることを明確化することになる。
- プロジェクトを終了させるためのプロセス — 4.12 項及び 6.24 項を追加して、審議会がリサーチ・プロジェクト又は基準設定プロジェクトについて追加の作業を実施しないことを決定する場合に従うプロセスをそれぞれ明確化する。両方の場合とも、決定には審議会の単純多数決が必要とされ、主要なプロジェクトについては、審議会がプロジェクト・サマリーを公表する。これらの修正は IASB の実務を反映している。4.12 項の修正は、プロジェクトがリサーチ・プロジェクトから基準設定プロジェクトに自動的に移行するわけではないことも明確化する。
- 新 IFRS 基準書又は大規模修正についての考慮事項 — 5.4 項は、プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを決定する際に審議会が考慮することを要求される事項を列挙している。これらの事項は「要件」ではなく「考慮事項」の網羅的でないセットとして記述される。

## IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

- 要求事項案を開発する際に他の団体の作業を基礎とすること — 6.6 項を追加して、両審議会が要求事項案を開発する際に他の基準設定主体からの要求事項又はその他の資料に依拠する可能性があることを説明する。同項は、他の基準設定主体が実施した協議プロセスに関係なく、両審議会はそうした資料に織り込む要求事項に当財団のデュー・プロセスを適用することを要求されることを明確化する。
- 再公開の要件 — 旧 6.28 項における要求（再公開が必要かどうかを検討する際に、両審議会はより多くのウェイトを開示の変更よりも認識及び測定の変更に置く）を削除する。ISSB は開示要求のみを開発しており、IASB には表示及び開示のみを扱うプロジェクトがある。この要求は、表示及び開示の要求事項は認識及び測定 of 要求事項よりも重要度が低いことを示唆するものと読まれる可能性もある。
- 新 IFRS 基準書を補強する活動 — 6.42 項を修正し、新基準書の公表後に、発生する導入時の疑問点について議論するために当該基準書の導入に関与している専門家で構成されるグループを審議会が設置する可能性があることを説明する。この修正は、移行リソース・グループとの IASB の経験および IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する移行支援グループとの ISSB の経験を反映している。
- 認識されたデュー・プロセス違反に対する評議員会の措置の手続書 — セクション 9 を修正して、DPOC がデュー・プロセス違反の疑いについて検討するプロセスを明確化する。これらの修正は、9.5 項におけるデュー・プロセスの「限定的な不履行」への誤解を招く可能性のある言及を削除し、同項が 9.8 項と一貫することを確保する。
- IFRS タクソノミ — 「IFRS タクソノミ」の定義を当財団の他の資料での記述方法と合致するように改める。さらに、「一般実務コンテンツ」に言及している A32 項などを修正して、そうしたコンテンツは必ずしも新基準書又は基準書の修正のみに関連するものではないことを明確化する。

### 質問 2—拡充及び明確化

「ハンドブック」の拡充及び明確化の提案に同意するか。

## 期 限

DPOC は、2025 年 3 月 28 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

## コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org)

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。通常、秘密扱いの要望を認めるのは、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由の裏付けがある場合のみである。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを希望する場合には、コメントを提出する前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) に連絡されたい。

## 「デュー・プロセス・ハンドブック」の修正案

### 本公開草案の読み方

本公開草案において、削除する文言には取消線、新規の文言には下線を付している。読みやすくするため、一部の変更点については下記のとおり見え消しにしていない。

補足文書を IFRS 財団のウェブサイトのプロジェクト紹介ページで公開しており、すべての変更提案を見え消し方式で示している。

### 見え消しにしていない変更点の例

- IFRS サステナビリティ開示基準が扱う開示を含めるために、「財務諸表」を「一般目的財務報告書」に変更。ただし、財務諸表のみを意味している場合は除く（1.1 項及び 3.80 項）。
- 審議会が複数あることを反映するために、文頭を除いて「Board」を「board」に変更。「board」という語は、記載がない限り IASB 又は ISSB のいずれかを指すようになる。
- 「board」の数が変わる場合に変更される動詞及び代名詞の単数・複数の一致。文中のその他の語も変更が必要となる場合がある。例えば、「the board's plan」は「the boards' plans」となる。
- 一部の箇所で、意味は変えずに明瞭性及び一体性を高めるために語句の順序を変更した。
- 一部の箇所で、内容は変えずに簡潔性及び明瞭性を高めるために語形を変更した。簡潔化のための変更の例：'on the basis of' を 'based on'、'IFRS Foundation website' を 'Foundation's website'、'IFRS Foundation staff' を 'Foundation's staff'、'IFRS Standards' を 'Standards'、'IFRIC Interpretation' を 'Interpretation'。明瞭化のための変更の例：'a new or amended IFRS Standard' を 'a new Standard or an amendment to a Standard'。
- デュー・プロセスの要求に影響を与えないその他の編集上の変更。
- 「ハンドブック」における各項への新規の又は更新した相互参照。

## 1 はじめに

- 1.1 IFRS財団（財団）の最重要の目的は、公益のために、高品質の理解可能で強制可能な国際的に認められる、明確に記述された原則に基づく一般目的財務報告に関する基準財務報告基準の単一のセットを開発することである。基準（IFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示基準）を総称してIFRS基準（基準）と呼ぶ。基準は当財団の2つの独立した基準設定機関（国際会計基準審議会（IASB）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB））によって設定される。IFRS財団評議員会（評議員会）は、基準設定主体としての当財団のミッションを遂行するにあたり、IASBとISSBは、企業が財務諸表において財政状態及び業績に関する有用な情報を提供することとなるような財務報告基準を開発すべきであると考えている。当該基準は、投資者及び他の主要な一般目的財務報告書の利用者<sup>1</sup>が、資源配分及び他の経済的企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、高品質で透明性があり比較可能な情報の財務諸表及びサステナビリティ開示における提供を促進することを目的とする補完的な基準のセットを開発するを十分な情報を持って行うのに役立つものであるべきである。一般目的財務報告書のすべての利用者が当該報告書の透明性及び有用性誠実性を信認することが、資本市場の有効な機能、効率的な資源配分、国際的な金融の安定及び健全な経済成長にとって極めて重要である。
- 1.2 IFRS財団「定款」（「定款」）により、両審議会は、審議事項の策定及び遂行、並びに業務の編成に関する完全な決定権を有する。財団の評議員会と両審議会は、確立された協議手続を定めている。その目的は、独立した意思決定を行う際に、両審議会が基準設定を透明性のある方法で行うことを確保することであり、その際に、基準の開発のすべての段階を通じて、関心を有する関係者からの十分な幅広い範囲の意見を考慮する（この文書が基準書又は基準書の修正の開発に言及している場合、同じプロセスがIFRS for SMEs会計基準又はIFRS for SMEs会計基準の修正の開発にも適用される）。それぞれの審議会は、これらの協議手続を利用して、扱うことを計画している財務報告事項（さまざまな考え得る代替的な財務報告上の取扱い）をよりよく理解し、新しい要求事項の質を向上させ、当該要求事項の可能性の高い影響に対する洞察を得るさまざまな会計上の代替案や、影響を受ける関係者に提案が与える可能性のある影響について、より適切な理解を得る。包括的で効果的なデュー・プロセスは、投資者及び一般目的財務報告書の他の主要な利用者に役立つ高品質の基準の開発に不可欠である。
- 1.3 IFRS解釈指針委員会（解釈指針委員会）は、IFRSの枠内でIFRS会計基準の適用に関して識別された財務報告の問題の適時な評価、議論及び解決を通じて、IASB審議会が財務報告を改善するのを支援する。
- 1.4 両審議会、解釈指針委員会及び評議員会は、財団スタッフの支援を受ける。この文書において、「財団スタッフ」はすべてのスタッフを含んでいる。両審議会及び解釈指針委員会を支援するスタッフをこの文書では「テクニカル・スタッフ」と呼んでいる。評議員会の業務を支援するスタッフは「評議員会スタッフ」と呼んでいる。
- 1.5 この「デュー・プロセス・ハンドブック」（「ハンドブック」）は、テクニカル活動（基準設定、基準の一貫した適用を支援するための資料、IFRSタクソノミ、並びにSASBスタンダード及びSASBスタンダード・タクソノミの開発を含む）に関しての、両審議会及び解

<sup>1</sup> 「主要な利用者」及び「利用者」という用語は、必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書諸表に依拠する現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者を指す。



積指針委員会のデュー・プロセスの要求事項を記述している。これらの要求事項は、「定款」に示されているデュー・プロセスを反映しさらに進めている。両審議会は同じ要求事項を適用する。ただし、ISSBには解釈指針委員会に相当するものがなく、SASBスタンダード及びSASBスタンダード・タクソノミ（IASBには該当がない）についてのデュー・プロセスがある点が異なる。

- 1.6 デュー・プロセスの要求事項は、透明性、十分に公正な協議（IFRS基準の影響を受ける人々の視点を国際的に考慮）及び説明責任という原則に基づいている。両審議会と解釈指針委員会は、「ハンドブック」に記述しているものを超える手順及び手続（例えば、「ハンドブック」では具体的に記述していない追加の協議文書の公表）を実施することも多い。協議及び運営の方法を絶えず改善しようとして努力しているからである。両審議会と評議員会のデュー・プロセス監督委員会（DPOC）（セクション2参照）は、こうした追加的な手順をデュー・プロセスに組み込むべきかどうかを決定するため、両審議会と解釈指針委員会の運営方法を定期的にレビューする。同様に、こうしたレビューは、基準及び基準の一貫した適用を支援するための資料の効率的かつ効果的な開発を促進せずにむしろ妨げているデュー・プロセスの手順を削除したり修正したりする可能性もある。DPOCは「ハンドブック」が高品質の基準の適時な開発と十分なデュー・プロセスのバランスの達成を確保することを図っている。
- 1.7 両審議会と解釈指針委員会の正式のデュー・プロセスは、次の役割を果たす。
- (a) その活動が十分かつ効果的な協議プロセスを活用していることを確保するために行うべき強制的な最低限の手順を明示する（3.45項から3.46項）。
  - (b) 「遵守するか又は説明せよ」のアプローチに基づき、考慮すべき必須でない手順を識別する。プロセスにおける必須でない手順は依然として推奨され、それらに従わない場合には説明が必要となることを意味している（3.47項から3.48項）。
  - (c) 基準及び関連する文書の品質の向上に役立つその他の任意の手順を識別する。
- 1.8 IFRSタクソノミに関する正式のデュー・プロセスは、付属文書Aに記述している。IFRSタクソノミへの言及は、該当がある場合、この「ハンドブック」の本体にも現れる。SASBスタンダード及びSASBスタンダード・タクソノミに関するデュー・プロセスは付属文書Bに記述している。

## 2 監督

### ミッション

- ~~2.1~~ ~~2.2~~ 評議員会は、~~審議会及び解釈指針委員会の運営を監督する。~~
- ~~2.1~~ ~~2.2~~ 評議員会は、両審議会及び解釈指針委員会の監督に責任を負う。 ~~評議員会には、~~ ~~両審議会及び解釈指針委員会のデュー・プロセスの監督は、責任を有する委員会、すなわち、DPOCが設けられている評議員会がDPOCを通じて行う。~~ DPOCは、適時に、かつ、両審議会及び解釈指針委員会の効率的な運営や基準及びその一貫した適用を支援するための資料の適時な開発を阻害するのではなく促進する方法で、運営される。
- ~~2.2~~ ~~2.3~~ DPOCは、評議員会への説明責任を有し、両審議会と解釈指針委員会がこの「ハンドブック」で示している要求事項を反映したデュー・プロセス手続に従うことを確保することに責任を負う。DPOCが必要と認めた場合には、デュー・プロセスの改善（良好な実務を反映するための改善を含む）を適時に行う。
- ~~2.4~~ ~~DPOCは、審議会と解釈指針委員会のデュー・プロセスに対する継続的な監督を、IFRS基準書、IFRSタクソノミ又はIFRIC解釈指針の開発全体（アジェンダ設定及び適用後レビューを含む）を通じて提供する。~~
- ~~2.3~~ ~~2.5~~ DPOCは、両審議会及び解釈指針委員会のデュー・プロセス活動に対する継続的な監督を行う。 DPOCは、継続的な定期的活動で行う定義された透明性のある手続を通じて、また、基準設定プロセスに関して利害関係者から提起された事項への対応によって、監督を遂行する。
- ~~2.4~~ ~~2.6~~ DPOCの活動は、デュー・プロセスに関する事項に限定される。DPOCは、審議会又は解釈指針委員会が決定した財務報告上のテクニカル事項の検討やレビューを行わない。「定款」で明確にされているとおり、これらの決定は該当する審議会だけの責任事項である。
- ~~2.5~~ ~~2.7~~ DPOCは、評議員会の活動の管理に責任を負い、かつ、両審議会のテクニカル活動に関与していないテクニカル・スタッフから独立した評議員会スタッフの支援を受ける。

### 責任の領域

- ~~2.6~~ ~~2.8~~ DPOCは次のことについて責任を負う。
- (a) それぞれの審議会の代表者及び財団スタッフとともに、両審議会及び解釈指針委員会のデュー・プロセス活動（基準設定、基準の一貫した適用を支援するための資料、IFRSタクソノミ、SASBスタンダード及びSASBスタンダード・タクソノミの開発を含む）を定期的に、かつ適時にレビューする。
  - (b) 「ハンドブック」における手続のレビュー及び更新の提案を行い、（良好な実務を反映するための手続の更新を含む）を行うことを確保するようにする。
  - (c) 協議グループの人員構成を視点の適切なバランスを確保するようにレビューするとともに、該当する審議会及びテクニカル・スタッフによるそれらのグループの有効性のモニタリングを監督する。
  - (d) デュー・プロセス事項に関する第三者からの意見を、財団スタッフ評議員会スタッフ

フ及びテクニカル・スタッフと協力して検討対応する。

- (e) 評議員会に対して、メンバーを評議員会が選任しデュー・プロセスに不可欠な委員会の人員構成に関する定款上の変更に関して、適宜、提言を行う。

## プロセス

~~2.7~~ ~~2.9~~ DPOCは、新基準書又は基準書の修正、IFRIC解釈指針（解釈指針）、IFRSタクソノミの更新又はSASBスタンダード及びSASBスタンダード・タクソノミの修正の開発全体（アジェンダ設定及び適用後レビューを含む）にわたり監督を行う運営される。 DPOCは、これは、両審議会、解釈指針委員会及び財団スタッフの代表者による定期的な報告及び彼らとの対話を通じて運営達成される。

~~2.8~~ ~~2.10~~ テクニカル・プロジェクトのそれぞれについて、新基準書若しくは基準書の修正又は解釈指針を公表する前に、該当する審議会は、デュー・プロセスの要求事項に準拠したのかどうかを評価する。これは、テクニカル・スタッフの報告書に基づいて行うが、その内容は次のようなものである。

- (a) 実施したプロセスデュー・プロセスに関して提起された事項の要約、利害関係者の参加の程度、論議を呼ぶ可能性の高い基準書案又は解釈指針案の領域を示す記載する。
- (b) 実施したプロセスの証拠及び評価を示す。
- (c) 審議会が、特定のプロジェクトについて、必須ではない「遵守するか又は説明せよ」の手順を実施しないことを決定した理由を説明概説する（3.47項から3.48項参照）。
- (d) デュー・プロセスに関して指摘された事項を要約する。
- ~~(e)~~ ~~(d)~~ テクニカル・スタッフの意見では、適用されるデュー・プロセス手順に準拠したのかどうかを述べる結論を下す。

これらのテクニカル・スタッフ・ペーパーは、DPOCに提供され財団のウェブサイトで公開される。 こうした報告はすべてDPOCに連絡し、DPOCがそれをレビューして適時に対応するための十分な時間を提供する。

~~2.11~~ これらの報告書は、IFRS財団ウェブサイトに掲載する。

~~2.9~~ ~~2.12~~ 両審議会及び財団スタッフの代表者との定期的な対話の間に、DPOCは、審議会及びIFRS財団スタッフが設定されたそれらの代表者が提供したデュー・プロセス要求事項への準拠の証拠をレビューし評価する。 DPOCはデュー・プロセスに関して指摘された事項も考慮する。 このレビュー及び評価の結論（デュー・プロセスの懸念が識別されているかどうかを含む）は、2.15項(d)で言及する報告書に記載される。 さらに、審議会が新基準書又は修正された基準書の修正を公表する前に、DPOCは、当該基準書又は大規模修正の開発にあたって行ったデュー・プロセスをレビューして評価し、デュー・プロセスのレビューを完了したことを確認する。 このレビュー及び評価の結論（デュー・プロセスの懸念の識別を含む）は、2.13項(d)に記述する報告書に記載される。 決定に至るにあたり、DPOCは単純過半数で運営される。

~~2.10~~ ~~2.13~~ DPOCは、利害関係者との接触を通じて、適切な場合は、審議会又は解釈指針委員会のデュー・プロセスに関して指摘された事項に対応し、そうした事項が満足のいく形で扱われるようにする（セクション9参照）。

~~2.11 2.14~~ DPOCは、~~その活動に際して評議員会スタッフの支援を受けるが、現在のところ~~審議会が提供する情報を検証する意図はない。両審議会及びDPOCは透明性のある方法で運営されるからである。しかし、DPOCは提供された情報について評議員会の作業を支援するスタッフによるレビューを要請することができる。

~~2.12~~ DPOCは単純多数決の議決によって決定に達する。

## コミュニケーション

~~2.13 2.15~~ DPOCは、透明性のある形で、また、利害関係者から提起された論点を適切に考慮して、運営する。これを達成するため、DPOCは次のことを行う。

- (a) 公開で会合し、会議資料と会議の録音が財団のウェブサイトで利用可能とすることを確保する。
- (b) 評議員会に、評議員会の定例会議の際に及び必要に応じて随時、活動に関する最新状況を報告する。
- (c) 評議員会に代わって、IFRS財団モニタリング・ボードに対し、定例の合同会議の際に及び必要に応じて随時、最新状況を報告する。
- (d) 財団のウェブサイトで、結論及び議論の報告書を会議後速やかに提供する。当該報告書には、議論した事項の詳細（テクニカル活動におけるのそれぞれに関するデュー・プロセスへの審議会の準拠についてのDPOCの評価を含む）を記載する。~~こうした報告書は、DPOC会議の終了後速やかに提供すべきである。~~
- (e) 評議員会に対し、活動に関する年次報告書を作成する。
- (f) この「ハンドブック」を運営手続書が、本文書やDPOCの他のガバナンス文書とともに、財団のウェブサイトで公開することを確保する。

## 3 原則

- 3.1 デュー・プロセスの要求事項は、以下の原則を基礎としている。
- (a) 透明性——両審議会及び解釈指針委員会は、透明性のある方法で活動を実施する。
  - (b) 十分に公正な協議——利害関係者の視点を国際的に考慮する。
  - (c) 説明責任——両審議会は新しい要求事項提案が影響を受ける関係者に与える可能性の高い影響を分析し、IFRS基準書を開発又は修正した際に至った決定の論拠を説明する。

### 透明性

#### 公開の会議、投票及び書面投票

##### 公開の会議

- 3.2 それぞれの審議会、合同での審議会及び解釈指針委員会のテクニカル事項を議論するための会議は一般公開で開催する。公衆は傍聴者として会議に出席できる。会議は例外的な状況（例えば、技術的な問題による）以外は録画され、可能な場合には、ウェブキャストで生放送する。し、会議の録画は財団のウェブサイトで公開する。公衆は事前登録を条件として会議を現場で傍聴できる。両審議会及び解釈指針委員会は、管理上その他のテクニカルでない事項を議論するために非公開で会合することができる。テクニカル事項とテクニカルでない事項との境界線を明確にすることが困難な場合はあるが、両審議会及び解釈指針委員会は、テクニカル事項の十分な開かれた検討を公開の会議において行うべきであるという原則を保つ損なわないよう最善の努力をする。
- 3.3 それぞれの審議会の会議及び合同会議において達した決定の要約は、*IASB Update*、*ISSB Update*及び*IASB-ISSB Update*と呼ばれる会議要約で公表される。解釈指針委員会の決定は、*IFRIC Update*と呼ばれる会議要約で公表される。これらの要約は、財団のウェブサイトでも入手可能とする。
- 3.4 両審議会及び解釈指針委員会の定例会議は、実務上可能な限り先まで計画し、テクニカル・スタッフ、審議会及び解釈指針委員会のメンバー並びに利害関係者が、それらの会議の準備をするのに役立てる。
- 3.5 会議日程は財団のウェブサイトで公表する。時には、審議会は会議を短期間の通知で開催することが必要となる。該当する審議会の議長はこうした会議をいつでも招集できる。審議会は、次回の会議を通常は財団のウェブサイトを通じて発表し、例外的な状況を除いては、次回の審議会会議は財団のウェブサイトで最低限24時間前の通知で発表するに通知するよう最善の努力を払う。

##### ペーパー及び傍聴者一般からのアクセス

- 3.6 テクニカル・スタッフは、提案及び根拠となる分析を付したテクニカル・スタッフ・ペーパーを作成する責任がある。該当する審議会又は解釈指針委員会が公開の会議で検討するためのものである。
- 3.7 テクニカル・スタッフ・ペーパーの目的は、審議会又は解釈指針委員会のメンバーが、テ

## IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

テクニカル事項について十分な情報に基づく決定を行うための十分な情報を提供することである。ペーパーを作成する際に、テクニカル・スタッフはリサーチを実施することが期待され、これには審議会メンバーの助言を求めることも含まれる。しかし、テクニカル・スタッフの提案は、最終的には、リサーチ得た情報を検討した後におけるテクニカル・スタッフの見解を反映する。

- 3.8 テクニカル・スタッフ・ペーパーは、通常は、議論が予定されている日の少なくとも10日から14日前に配布し、審議会及び解釈指針委員会のメンバーが提案を検討し評価するのに十分な時間を確保する。
- 3.9 場合によっては、テクニカル・スタッフ・ペーパーをもっと会議日に近い時期（時には会議当日）に配布することが必要となることもある。審議会又は解釈指針委員会のメンバーは、例えば、会議中に追加の分析を依頼する場合がある。それをテクニカル・スタッフが当該会議の後の方のセッションで作成し配布する。
- 3.10 テクニカル・スタッフの提案について決定を行える十分な情報と十分な時間があるかどうかを評価するのは、審議会及び解釈指針委員会のメンバーの責任である。
- 3.11 審議会又は解釈指針委員会のメンバーが公開の会議で議論した資料（テクニカル・スタッフが作成したペーパーを含む）は、通常は、財団のウェブサイトでを通じて傍聴者に公開される。該当する審議会の議長又は副議長又はテクニカル活動のエグゼクティブ・ディレクターは、ペーパー又はペーパーの一部について傍聴者への公開を制限する裁量権がある。それは、その資料を公開すると個別の関係者に害がある場合（例えば、当該情報に商業上の機密性があるか又は当該情報を発表することが証券開示法令法律又は規則の違反となる可能性がある場合）である。DPOCは、こうした状況での資料の公開の制限は稀であり、両審議会及び解釈指針委員会の大部分のペーパーは全文が公開されると予想している。
- 3.12 それぞれの審議会のテクニカル・スタッフは、審議会及びDPOCに対して、少なくとも年一回、審議会又は解釈指針委員会が議論した資料が、どの程度、財団のウェブサイトで傍聴者に公開されなかったのか、及びその主な理由を報告することが求められる。さらに、テクニカル・スタッフは、報告書の中に、事前配布が5営業日前未満であった会議資料の件数とその理由を記載することが要求される。
- 3.13 テクニカル・スタッフ・ペーパーは重要ではあるが、テクニカル・スタッフは、審議会又は解釈指針委員会の会議において、次のようなものを参考に、ペーパーを口頭で補足する場合がある。リサーチや、協議グループ及び他の関心のある関係者との協議、あるいは公聴会、フィールドワーク、教育セッション、コメントレターから得たコメントや情報などである。

### 議決、会議の手続公表物、会議及び書面投票プロセス

- 3.14 表1は、すべての重要な審議会の決定について、基準書又は基準書の修正の公表及びその他の文書の公表についての最低限の議決要件を定めている（各文書に関する詳細な情報については示されている項番号、また、定義については3.15項を参照）がある。

表1— 文書についての最低限の議決要件

<u>公表物文書</u>	<u>議決要件</u>
情報要請 (4.17項) リサーチ・ペーパー (4.17項)	IASBメンバーの少なくとも60%が出席した公開の会議での単純多数決
ディスカッション・ペーパー (4.17項)	単純多数決 (書面投票による)
<u>新IFRS基準書又は修正IFRS基準書の公開草案 (6.10項)</u>  IFRS for SMEs基準案 (6.10項)  <u>新規の又は修正したIFRS基準書 (6.26項)</u>  IFRS for SMEs基準 (6.26項)	特別多数決 (書面投票による)
実務ガイダンス (6.41項)	特別多数決 (書面投票による)
「財務報告に関する概念フレームワーク」 (4.22項)	特別多数決 (書面投票による)
IFRIC解釈指針案 (7.8項、7.10項)	解釈指針委員会のメンバーの反対が4名以下 (書面投票による)  <u>解釈指針委員会の書面投票プロセスの間のIASBメンバーの反対が3名以下</u>
IFRIC解釈指針 (7.18項、7.23項)	解釈指針委員会のメンバーの反対が4名以下 (書面投票による)  IASBの承認には公開の会議での特別多数決が必要
IFRSタクソノミ・アップデート案 (A16項)  IFRSタクソノミ・アップデート (A16項)	特別多数決 (書面投票による)
<u>SASBスタンダードの修正案の公開草案 (B4項)</u>	<u>ISSBの特別多数決による承認 (公開の会議で)</u>
<u>SASBスタンダードの修正 (B4項)</u>	
<u>SASBスタンダード・タクソノミ・アップデート案 (B13項)</u>	<u>ISSBの特別多数決による承認 (書面投票による)</u>
<u>SASBスタンダード・タクソノミ・アップデート (B13項)</u>	

- 3.15 審議会の単純多数決は、審議会メンバーの過半数が文書の公表を支持する書面投票を行うか又は審議会メンバーの少なくとも60%が直接に又はバーチャルで出席した公開の会議で、出席した審議会メンバーの過半数が文書の公表を支持する投票を行うことを要する。審議会の特別多数決は、選任されている審議会メンバーが13名以下の場合には8名、14名

の場合には9名のメンバーが、文書の公表を支持する書面投票又は議決をすることを要する。棄権は提案への反対と同等とする。

**3.16** IASBとISSBが共同で文書を公表することを決定する場合、それぞれの審議会が当該文書についての議決要件を別々に適用する。例えば、共同の公開草案の公表には、IASBの特別多数決とISSBの特別多数決とが必要となる（それぞれの場合において書面投票による）。

**3.17** ~~3.16~~ 表1に列挙した文書のほか、審議会メンバーの少なくとも60%が直接に又はバーチャルで出席した公開の会議に出席した審議会メンバーの単純多数決は、審議会の作業計画への基準設定プロジェクトの追加、プロジェクトの中止、並びに又は協議グループの設置、フィールドワークの実施及びその他のデュー・プロセス事項（協議グループを設置しないことなど）に関する決定を行うために必要となるは審議会メンバーの少なくとも60%が直接に又は通信手段により出席した公開の会議での審議会の単純多数決を必要とする。

**3.18** 棄権は文書又は提案に対する反対票と常に同等である。公開の会議で出席したメンバーの単純多数決によって行うべき決定に関して賛否同数となった場合には、該当する審議会の議長が追加の投票権を有する。

### 会議の手続

**3.19** ~~3.17~~ 審議会の会議は、直接の出席、バーチャル又はこの2つの混合で開催することができる。審議会メンバーは、会議がバーチャル又は混合式でない限り、通常、会議に直接出席することが期待される。しかし、会議を電話会議、ビデオ会議又は他の類似の通信手段を使用して開催することもできる。審議会の定足数は、選任されているメンバーの60%である。審議会のメンバーによる委任状投票は認められない。

**3.20** ~~3.18~~ 解釈指針委員会は公開で会議を行い、両審議会の会議と同様の手続に従う。解釈指針委員会の会議の定足数は、最低限10名の議決権を有するメンバーの直接又はバーチャルでの通信手段を通じての出席であるにより、解釈指針委員会の定足数となる。解釈指針委員会の議決権を有するメンバーはそれぞれ1票を有する。各メンバーは、自らの独立した見解に従って投票するのであり、自らが関係する事務所、組織又は関係者の代表として投票するのではない。解釈指針委員会のメンバーによる委任投票は認められない。

**3.21** ~~3.19~~ 両審議会及び解釈指針委員会の議長は、専門的なインプットが必要とされる場合に、他の者にアドバイザーとして出席を依頼することができる。解釈指針委員会のメンバー、又は指名されたオブザーバーは、議長の事前の同意により、議論されているトピックについての専門的知識を有するアドバイザーを会議に招聘することができる。このような招待されたアドバイザーは発言の権利を有する。

**3.22** ~~3.20~~ ディスカッション・ペーパー、公開草案又は基準書などの文書の開発中に、両審議会は公開の会議でテクニカル事項を議論する。そのような会議で、審議会メンバーは、どのテクニカル代替案を支持するのかをテクニカル・スタッフに意思表示するよう求められることが多い。こうした特定のテクニカル事項に関する暫定的な投票は、関連するデュー・プロセス文書を開発するための指示を審議会からテクニカル・スタッフに与えるものであるが、公式の承認プロセスの一部ではない。個々の審議会メンバーは、ある代替的な財務報告の取扱いの方が審議会の過半数が支持した取扱いよりも好ましいと考えつつ、それでもなおプロジェクトの提案が全体として財務報告を改善するであろうと結論を下す考える場合もある。



**3.23 3.21** テクニカル代替案への単純多数決での賛成は、一般的には、プロジェクトを進めるにあたりテクニカル・スタッフを導くのに十分である（3.17項参照）。会議に直接又は通信手段で出席したメンバーの単純過半数で行うべき決定について同数の票となった場合には、議長が追加の投票権を有する。テクニカル・スタッフは、暫定的決定に反対する審議会メンバーが当該決定を理由として全体としての提案に反対する可能性があるかどうかを確かめる判断することが必要となる。

### 書面投票

**3.24 3.22** 書面投票は、審議会メンバーが文書の公表に同意するか、又は解釈指針委員会のメンバーが、解釈指針案の公表若しくは、承認を求めるためにIASB審議会に送付する前の解釈指針の公表に同意する正式のプロセスである（表1参照）。書面投票は会議の外で行われる。

**3.25 3.23** 審議会及び解釈指針委員会は、公開の会議で、認識、測定、表示又は及び開示の事項に関するテクニカルな決定を行う。テクニカル・スタッフは、公表される文書最終の公表物がそれらの決定を反映することを確保する責任を負う。

**3.26 3.24** 書面投票プロセスには、文書の書面投票の手続中に、審議会又は解釈指針委員会のメンバーがは文書の1つ又は複数の草案をレビューして文案作成が彼らのテクニカルな決定と整合しているかどうかを評価する機会が含まれることを確認する。メンバーは文書の明瞭性及び完全性並びに（内部の及び他の基準書との両方の）一貫性もレビューする。反対意見があれば、書面投票前草案（pre-ballot draft）及び書面投票用草案（ballot draft）に織り込んで、他の審議会メンバーが書面投票の完了前に検討できるようにする。

**3.27 3.25** 文書の書面投票が行われる正式な書面投票の手続が始まる前に、テクニカル・スタッフは通常、1つ又は複数の書面投票前草案を作成し、これに対して審議会又は解釈指針委員会のメンバーが文案作成についてのコメントを付して回答提供する。

**3.28 3.26** 場合によっては、文案作成のプロセスでテクニカル事項に関する不確定な点が明らかになることがある。達していた結論が最初にそう見えた考えたほど明確ではなかったことによるものである。また、文案作成のプロセスで、基準書の各セクション間の不整合又は審議会又は解釈指針委員会の会議で議論されていなかった他の事項が明らかになる場合もある。こうしたテクニカル事項の解決は、通常、テクニカル・スタッフにテクニカル・スタッフ・ペーパーを作成させ、審議会又は解釈指針委員会の公開の会議で整理論点として議論するために作成させる提出することにより行う。その場合、当該事項整理論点の解決は審議会又は解釈指針委員会の単純多数決により行うことができる。整理論点を審議会又は解釈指針委員会に提出することは、書面投票手続を再度開始する原因とはならない。

**3.29 3.27** 基準の一貫した適用を国際的に支援するため、両審議会は明確で理解可能で強制可能な基準を開発することを目指している。さらに、両審議会は原則ベースのアプローチと整合的に、基準に付属する必要な適用ガイダンス及び設例を提供する。

**3.30 3.28** 新基準書の文案作成の際に、両審議会は、基準を適用又は使用する人々の多くが英語で作成された基準の翻訳版で業務を行っていることを意識する。書面投票プロセスの一環として、テクニカル・スタッフは、財団の翻訳担当スタッフ及びIFRSタクソノミ担当スタッフと連絡を取り、提案されている文書が英語から他の言語に翻訳でき、かつ、IFRS

## IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

タクソノミに容易に組み込めるかどうかを評価ようにする。すべての公表されるテクニカル文書は財団の編集スタッフによる編集レビューを経る。

**3.31** ~~3.29~~ テクニカル・スタッフは、文書について投票の準備ができたと評価すると、書面投票用草案を配布する。審議会又は解釈指針委員会のメンバーは、この文書に対して投票を行う。審議会又は解釈指針委員会は、投票をどのように実施すべきかを決定できるが、投票は紙又は電子媒体を用いて実施することができる。

**3.32** ~~3.30~~ 書面投票の後に、テクニカル・スタッフが文書の明瞭性を向上させるために文案の変更を行うことができるは珍しくない。こうした変更は、テクニカルな決定を変更しないが影響を受けない限り認められる。テクニカル・スタッフは、書面投票後に審議会若しくは解釈指針委員会に報告するか又は最終的な変更を示す投票後草案（post-ballot draft）を作成して審議会若しくは解釈指針委員会に配布する。

### 編集レビュー用ドラフト

**3.33** ~~3.31~~ 審議会は通常、新基準書又は基準書の修正、解釈指針、主要な公開草案及びディスカッション・ペーパーの文案作成について財団の外部の人々からのインプットを求める。便宜上、このような文書のドラフトを、編集レビュー用ドラフトと呼ぶ。編集レビュー用ドラフトは、特定の選抜されたレビュー者のグループ（協議グループのメンバー、解釈指針委員会、他の基準設定主体、当該プロジェクトにフィードバックを提供した関係者など）に配布する場合がある。また、選抜されたレビュー者のグループに送られている間に財団のウェブサイトで公表する場合もある。

**3.34** ~~3.32~~ 編集レビュー用ドラフトの目的は限定的である。デュー・プロセスにおける正式の手順を構成するものではなく、その代替となるものでもない。むしろ、レビュー者が、文書が内部的な不整合又は他の基準書との不整合を含んでいるかどうか、及び下記を明確に記述しているかどうかについてのフィードバックを求められる編集上のレビューである。

- (a) 基準書又は解釈指針については、要求事項
- (b) 公開草案については、提案されている要求事項
- (c) ディスカッション・ペーパーについては、審議会が検討した事項及び当該審議会の予備的見解

レビュー者は組織の見解ではなく個人的見解を伝えるものであるため、彼らのコメントは通常は公開しない。

**3.35** ~~3.33~~ 財団の外部のレビュー者による編集上のレビューは必須の手順ではない。

### IFRS財団ウェブサイトに関する情報

**3.36** ~~3.34~~ 財団のウェブサイトは、両審議会及び解釈指針委員会の活動及びデュー・プロセスを伝達するプラットフォームである。

**3.37** ~~3.35~~ 両審議会及び解釈指針委員会のすべての公開資料（デュー・プロセスに関連するものを含む）は、財団のウェブサイトで無料で入手可能にする。これらの資料には次のものが含まれる。審議会及び解釈指針委員会の作業計画、会議日程及びアジェンダ、公開ペーパー、会議の要約及び録音、公開協議文書、コメントレター、基準の一貫した適用を支援する資料。作業計画は、最近の審議会及び解釈指針委員会の決定に基づいて見積ったプロジ

エクトの日程を反映するように定期的に更新される。財団のウェブサイトには、協議グループの会議に関する資料も掲載される。

3.38 ~~3.36~~ 各プロジェクトに、当該プロジェクトの進捗状況に関する情報を含んだを伝えるための独自のプロジェクト・ページを設ける。

3.39 ~~3.37~~ DPOCの業務に関連する情報は、財団のウェブサイトで無料で入手可能にする。

### 教育セッション、小グループ会議及び担当審議会メンバー

3.40 ~~3.38~~ 公開の意思決定会議に加えて、それぞれの審議会及び合同の審議会は教育セッション及び小グループ会議を開催することができる場合がある。

#### 教育セッション

3.41 ~~3.39~~ 教育セッションを審議会の会議の前に開催することができる。審議会メンバーに、テクニカル・スタッフ・ペーパーの要点に関する明確化を求める機会、及びアプローチの詳細又はテクニカル・スタッフとの意見不一致を議論する機会を意思決定会議に先だって提供するためである。教育セッションは一般公開で開催され、審議会の会議と同じ透明性の原則に従う。

#### 非公開の小グループ会議

3.42 ~~3.40~~ 審議会メンバーは、時にはテクニカル・スタッフの要請により、テクニカル事項を非公開で議論するための会議を行うことができる。そのような小グループ会議は、テクニカル事項の十分かつ開かれた検討を公開の会議において行わなければならないという原則を損なってはならない。小グループ会議に出席する審議会メンバーの人数は、出席する審議会メンバーが書面投票の潜在的な可決阻止少数者を形成できないように制限される（表1参照）。

#### 審議会アドバイザー

3.43 ~~3.41~~ 審議会及び解釈指針委員会のすべてのメンバーは、基準書及び解釈指針の開発及び公表中に行う決定に責任を負う。一部の主要プロジェクトについて、通常、特定の審議会メンバーが審議会アドバイザーとしてプロジェクトに割り当てられる。これらのアドバイザーには他方の審議会のメンバーを含めることができる。審議会アドバイザーは、テクニカル・スタッフに当該プロジェクトについての戦略的な及びテクニカルな助言を与える。しかし、テクニカル・スタッフ・ペーパーにおいて行われる提案は、必ずしも審議会アドバイザーの見解を反映するものではなく、テクニカル・スタッフ・ペーパー及びその提案についてはテクニカル・スタッフが最終的な責任を有する。審議会アドバイザーの人数は、割り当てられた審議会メンバーが書面投票の潜在的な可決阻止少数者を形成できないように制限される（表1参照）。

### 十分かつ公正な協議

3.44 ~~3.42~~ 両審議会及び解釈指針委員会は、基準設定プロセス全体を通じての利害関係者との対話広範な協議により基準の品質及び信用が高まり、基準設定プロセスに関心を有する関係者との協力及びコミュニケーションが促進されるという原則に基づいて運営される。この協議は、さまざまな手段を通じて実施され、これには、コメント募集、個別の会議又はフィールドワークなどが含まれる。いくつかの協議プロセスは必須である。その他の協

## IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

議手続は必須ではないが、該当する審議会によって検討され、そのような手続プロセスが必要ないと審議会が判断した場合には、審議会はDPOCに対し、当該手続を行わない理由を説明する。

### 必須の手順最低限の安全措置

~~3.45~~ ~~3.43~~ 両審議会及び解釈指針委員会が基準書又は解釈指針を公表できるようになるまでに、審議会及び解釈指針委員会はいくつかの定められた手順に従うことを要求される。これらの手順は、基準設定の誠実性を保全確保するための最低限の必要な手順安全措置として設計されている。

~~3.46~~ ~~3.44~~ 必須のデュー・プロセスの手順には、以下のものがある。

- (a) 提案を公開の会議で議論する。
- (b) 一般のコメントを求めるために、新基準書案、基準書の修正案、又は解釈指針案の草案を公開する（最低限のコメント期間がある）。
- (c) 提案に対して受け取ったコメントレターを適時に検討する。
- (d) 提案を再公開再度公開すべきかどうかを検討する。
- (e) 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)、サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) 及びIFRS諮問会議（諮問会議）と、作業計画、主要プロジェクト、プロジェクトを作業計画に追加する提案及び作業の優先順位を協議する。
- (f) 解釈指針を承認するかどうかを公開の審議会の会議で決定する。

### 必須ではない「遵守するか又は説明せよ」の手順

~~3.47~~ ~~3.45~~ 「定款」に示されているその他の手順は必須ではない。これには次のものが含まれる。

- (a) 主要なプロジェクトについて、公開草案を開発する前に討議文書（例えば、ディスカッション・ペーパー）を公表する。
- (b) 主要なプロジェクトについて、協議グループ又は他の種類の専門家諮問グループを設置する。
- (c) 公聴会を開催する。
- (d) フィールドワークを実施する。

~~3.48~~ ~~3.46~~ 審議会がそれらの必須でない手順を実施しないと決定する場合には、その決定及び当該手順を実施しない理由をDPOCに通知する。

### 投資者

~~3.49~~ ~~3.47~~ 両審議会は、投資者及び他の一般目的財務報告書の主要な利用者が、企業への資源の提供に関する十分な情報に基づいた資源配分及びその他の経済的意思決定を行うのに有用な役立つ高品質で透明性のある比較可能な情報の提供を促進することを目的とする基準を開発する責任がある。

~~3.50~~ ~~3.48~~ 両審議会は、投資者及び投資仲介者（アナリストなど）とは、コメントレターの提出者

として代表を出す度合いが過小となる傾向があり、したがって審議会は基準設定のプロセスの全体を通じて投資者と協議する追加的な手順を踏む。コメントレターの提出者として過小である可能性があるからである。こうした追加的な手順には、アンケート調査、ウェブキャスト、非公開の会議及び代表者グループ（資本市場諮問委員会及びISSB投資家諮問グループなど）との会合などが含まれる場合がある。これらの投資者との協議からのフィードバックは、テクニカル・スタッフ・ペーパーに要約され、コメントレーターとともに公開の審議会の会議で検討され評価される。このフィードバックの報告は、必要な秘密保持の要請を尊重しつつ、できるだけ透明性のあるものとする。

~~3.51~~ ~~3.49~~ プロジェクトが進行するに従い、両審議会はDPOCに、投資者及び投資仲介者とのように協議を行ったのかを、スタッフ・ペーパー、IFRS財団のウェブサイト上のプロジェクト・ページ及びDPOCへの報告書の中で報告する。DPOCは、この情報は、を両審議会による定期的なテクニカル・アップデート報告（2.7項参照）及びプロジェクト終了時のデュー・プロセスのレビュー（2.9項参照）の一部である。両審議会は、提案する新たな要求事項に関して十分な情報に基づく決定を下せるようにするため、投資者から十分な情報を収集したと納得する必要がある。

### 基準設定主体各国及び各地域のネットワーク

~~3.52~~ ~~3.50~~ 両審議会は、各国の会計及びサステナビリティ開示の基準設定主体並びに地域団体のネットワークに支えられている。このような団体は、それらの使命の枠内の機能を果たすことに加えて、リサーチの実施、両審議会の優先順位に関するインプットガイダンスの提供、アウトリーチの促進及び協力、自らの法域内の利害関係者からの両審議会のリサーチ活動及び基準設定デュー・プロセスへのインプットの促進、発生しつつある論点の識別などを行う場合がある。例えば、IFRSサステナビリティ開示基準を開発する際に、ISSBは他の基準設定主体と協調して、IFRSサステナビリティ開示基準に加えて用いる要求事項及びフレームワークとの相互運用可能性を検討する。

~~3.53~~ ~~3.51~~ 両審議会は、ASAF及びSSAFと情報を共有し協議を行う。さらに、基準設定主体の国際団体及び地域的団体とも情報を共有し協議を行う。そうした団体として、会計基準設定主体国際フォーラム、アジア・オセアニア基準設定主体グループ、ラテンアメリカ基準設定主体グループ、欧州財務報告諮問グループ、パン・アフリカ会計士連盟や、各法域（各国）の基準設定主体がある。審議会メンバーは、こうした各地域及び各国の団体の代表者と会合する。審議会のデュー・プロセスと他の会計基準設定主体のデュー・プロセスとの協調は、審議会の目的達成を支援する上で有用となり得るにとって重要である。

~~3.54~~ ~~3.52~~ 協議活動は、会計基準設定主体との相互関係を超越する範囲にも及ぶ。審議会は、プロジェクトを通じて広範囲の関心のある関係者と相互関係を持つ。これにはフィールドワークによる実務的なビジネス分析が含まれる場合がある。両審議会は、国際監査保証基準審議会とも連携し、新基準書案及び修正基準書案の監査可能性に関する事項についてコメントを受け、また、新基準書案及び修正基準書案の公会計への潜在的な影響に関して国際公会計基準審議会と連携する。審議会メンバー及びテクニカル・スタッフも、定期的に教育セッションを開催し、関心のある関係者の会議に出席し、関心のある機関に意見発信を要請し、IFRS財団の主要な出来事をIFRS財団のウェブサイトで発表する。

~~3.53~~ 審議会は、審議会と基準設定に関心のある関係者との協力とコミュニケーションを促進するために、基準設定の全体を通じて協議を行う。

## IFRS 諮問会議

~~3.55~~ ~~3.54~~ 諮問会議は、両審議会及び評議員会に対し、両審議会の作業計画、プロジェクトの優先順位、戦略的事項（例えば、基準の一貫した適用又はキャパシティ・ビルディングに関する助言）についての広範な戦略的助言を提供する。作業計画に過去の作業計画の協議で考慮しなかった主要プロジェクトを追加する前に、審議会は諮問会議と協議する（4.6項参照）。諮問会議は、両審議会がにとっての相談役としても機能し、通常の協議プロセスにさらに貢献を補完する意見を収集する方法としても機能することにも利用できる。審議会が、作業計画についての過去の協議で考慮していなかった主要プロジェクトを作業計画に追加することを検討している場合には、諮問会議と協議する。両審議会は、作業計画に関する最新状況も諮問会議に定期的に提示する。

## 証券その他の規制当局

~~3.56~~ ~~3.55~~ 両審議会は、一般目的財務報告書において開示される情報の透明性及び有用性誠実性を改善する高品質で理解可能で強制可能な基準を開発する責任がある。両審議会は、IFRSタクソノミについても責任があり、これは証券規制当局が一般目的財務報告書へのデジタル・アクセスを容易にすることを支援することができる。

~~3.57~~ ~~3.56~~ この目的を達成するために、両審議会は証券監督者国際機構及び証券規制当局を結集した他の団体との対話を、通常は定期的な会合の設定によって維持する。この対話は各法域の証券規制当局との接触によって補足される。さらに、規制機関のメンバーが解釈指針委員会の会議及び適切な場合には他の協議グループにオブザーバーとして招聘される。

~~3.58~~ ~~3.57~~ 基準に従って作成された財務情報は、他の規制当局（金融監督当局を含む）に利用される。

~~3.58~~ その文脈において、両審議会はこうした当局との拡大した対話を、特に金融安定理事会及び国際決済銀行を通じて維持する。

## 協議グループ

~~3.59~~ 財団は両審議会の業務を支援するためにさまざまな協議グループ及び助言グループを使用する。グループのメンバー構成は、特定の利害関係者の類型（投資者、作成者又は基準設定主体など）を反映する可能性がある。こうしたグループは、広範囲のトピックについての助言を提供する。IFRS財団は通常、グループが審議会の主要プロジェクトのそれぞれについて、専門家諮問グループなどの協議グループを設置する。協議グループは、グループが、特定のプロジェクト又はトピックについて、該当する審議会に追加的な主題事項の経験及び実務上の経験及び専門知識に対するアクセスを審議会に提供するために設置される場合がある。グループ及びそれらのメンバーの一覧表は財団のウェブサイトで維持管理される。

~~3.61~~ IFRS財団は、専門家の諮問グループを設置又は主催する場合もある。その人員構成は、投資者や作成者などの特定のセクターを反映し、具体的なプロジェクトではなく広範囲のトピックについての助言を提供するために定期的に会合する。

~~3.60~~ ~~3.62~~ 協議グループの人員構成は、当該グループが組成される目的及びバランスの取れた視

点（例えば、職業的背景及び地域の多様性）の必要性を反映する。財団は、通常、協議グループ（プロジェクト固有の協議グループであれ、専門家の諮問グループであれ）への推薦及び応募について自らのウェブサイトを通じて告知するが、当事者に直接アプローチする場合もある。DPOCは、視点の適切なバランス（地域的バランスを含む）が取れているかどうかを検討を確保するために、グループの人員構成案をレビューする。

**3.61** ~~3.63~~ それぞれの協議グループには、グループの目的、該当する審議会がメンバーに期待すること、及び当該グループに対する審議会の責任を示す委任事項がある。審議会は、~~1つのプロジェクトについて複数の協議グループを設けることができる（例えば、IFRS基準書案又は適用後レビューの特定の側面について助言を与えるため）。~~

**3.64** ~~プロジェクトに関する作業が開始したならば、当該プロジェクトに関する協議グループは、協議がプロジェクトに役立つ場合には協議を受ける。テクニカル・スタッフは、グループのメンバーに、プロジェクトの進捗状況に関する定期的な最新情報を提供し、審議会にグループの作業に関するフィードバックを提供する。~~

**3.62** ~~3.65~~ 協議グループの会議は、通常、一般に公開で開催し、審議会のメンバー又はテクニカル・スタッフが議長を務める。ただし、~~協議グループは非公開で会合することができる。~~協議グループが議論するペーパーは一般公開する。公開の会議は録画し、可能な場合には、ウェブキャストで生放送する。協議グループが議論するペーパー及び会議の録画は、財団のウェブサイトで公開する。協議グループは非公開で会議を行うことができる（例えば、戦略的事項を議論するために）。審議会が協議グループの特定の会議を非公開にすべきだと決定する場合、その会議に出席する審議会メンバーの人数は制限され（3.43項参照）、通常、そうした会議のそれぞれの要約を関連するプロジェクト・ページに掲載する。

**3.63** ~~3.60~~ 審議会がある主要プロジェクトを基準設定プログラムに追加する際に、審議会は当該プロジェクトについて協議グループを設置すべきかどうかを検討する。こうしたグループの設置は必須ではないが、審議会が設置しないと決定する場合には、その決定をプロジェクト・ページで説明し、DPOCに通知する。協議グループの人員構成は、グループを設置しようとしている目的を反映し、多様で地理的にバランスの取れた人員構成となることを確保する必要性を念頭に置く。協議グループの人員構成は、プロジェクトの各段階において異なる種類の専門性が必要となることを反映して、時とともに変化する場合がある。協議グループがあるプロジェクトのために設置される場合、当該グループはプロジェクトに便益を与えるために必要な場合に協議を受ける。テクニカル・スタッフは、グループのメンバーにプロジェクトの進捗状況についての定期的なアップデートを提供し、審議会にグループからのフィードバックを提供する。

**3.64** ~~3.65~~ すべての協議グループについて、財団スタッフが毎年レビューして次のことを評価する。各グループがその設立の目的であった機能を引き続き果たしているかどうか、及び、人員構成を依然として同じにすべきかどうかである。このレビューの結果は、該当する審議会及びDPOCに提示される。

### その他のアウトリーチ及び接触

**3.65** 審議会メンバー及びテクニカル・スタッフは、定期的に教育セッションも開催し、関心のある関係者の会議及びカンファランスに出席し、関係機関を招待して意見を聞く。財団の大規模なアウトリーチ・イベントは財団のウェブサイトで告知する。

## コメントレター及びアンケート

- ~~3.66~~ ~~3.67~~ コメントレターは、審議会及び解釈指針委員会の審議において主要な役割を果たす。正式の協議に対するよく考えられた一般からの回答を提供するものだからである。
- ~~3.67~~ ~~3.68~~ 両審議会及び解釈指針委員会に寄せられたすべてのコメントレターは財団のウェブサイトで公開する。あるコメントレターの一部分について、公表すると提出した関係者又は財団に害が及ぶ場合（例えば、当該レターの公表が商業的に機密性のある情報の開示となる場合又は法律若しくは規則に違反することとなる証券開示法令に違反する可能性がある場合）には、公開を保留することができる。
- ~~3.68~~ 両審議会は、利害関係者が財団のウェブサイト上で、例えば、アンケートを完成させることによって、公式の協議に回答する機会を提供する場合がある。このようなアンケートには、協議文書におけるすべての質問を含める場合があり、それにより審議会がフィードバックを収集して分析する効率を高める。両審議会は、特定の利害関係者の類型（投資者など）に的を絞った質問をすることによってコメントを補足するためにアンケートを使用する場合もある。公式の協議文書の補強として公表するアンケートに対する回答は、財団のウェブサイトで公開する。アンケートへの回答の一部分をコメントレターの一部分の場合と同じ理由（~~3.67~~項参照）で保留することができる。
- ~~3.69~~ コメントレター及び他の情報源からのフィードバックを検討する際に、両審議会及び解釈指針委員会は、提起された事項並びに回答者が示した関連する説明及び証拠を評価する。重要なのは、フィードバックコメントレターで示された分析及び裏付けとなる証拠の強固さと当該分析の裏付けとなる証拠である。コメント提出者の類型と出身地の分析は、審議会が追加的なアウトリーチが適切である可能性のある領域やコメント提出者の類型を評価するのに役立つ可能性がある。一部のテクニカル事項については、テクニカル・スタッフが審議会に、フィードバックにおける特定のセクターの見解がどの程度共通しているのか又は分かれているのかの分析を提供することによって審議会の助け有用となる可能性がある（例えば、コメント提出者投資者はどの程度共通の意見を有しているのか、あるいはコメント提出者の類型、セクター又は地域により意見が異なっているのか）。

## フィールドワーク

- ~~3.70~~ 審議会とテクニカル・スタッフは、新しい要求事項提案が基準を使用し適用する人々にどのように影響を与える可能性が高いのかについて、より適切な理解を得るために、フィールドワークを利用する場合がある。
- ~~3.71~~ フィールドワークは、さまざまな方法で行うことができ、これには、新しい要求事項提案の影響を受ける可能性が高い作成者、監査人、規制当局又は一般目的財務報告書の利用者との一対一の訪問又はインタビューが含まれる。また、そうした関係者を集めたワークショップや、提案されている新しい要求事項提案がどのように解釈又は適用される可能性があるのかを評価するために実施される実験などが含まれる可能性がある。
- ~~3.72~~ フィールドワークには、次のことが含まれる場合がある。
- (a) 提案されている新しい要求事項提案が実際の取引又は契約にどのように適用されるのか参加者に評価を依頼すること
  - (b) 作成者又は一般目的財務報告書の利用者にケーススタディを完成させるよう依頼する



こと（例えば、原則案及びガイダンス案の完全性及び明瞭性を検証するために）

- (c) 一般目的財務報告書の利用者が情報をどのように処理するのかを評価すること
- (d) 提案されている新しい要求事項が財務報告についてのシステム及び手続にどのように影響を与える可能性が高い受ける可能性が高いのかを評価すること
- (e) 業界慣行及びこれらが提案されている新しい要求事項の影響をどのように受ける可能性があるのかについてより良い理解を得るための例を収集すること

3.73 ~~フィールドワークには、実例の収集も含まれる。業界の実務及びIFRS基準書案がどのように影響を与える可能性があるのかについて、審議会がより適切な理解を得るのに役立つためのものである。審議会は、それぞれの基準設定プロジェクト（小規模又は範囲の狭い修正を除く）について何らかのフィールドワークを実施する可能性が高い。審議会とテクニカル・スタッフは、プロジェクトについてどの活動が適切でふさわしいのかを評価する必要があり、当該活動のコストを及び審議会がフィールドワークから何を学べる可能性が高いのかとを比較考量する。~~

3.74 ~~3.73~~ フィールドワークの実施は必須ではないが、審議会が実施しないと決定する場合には、その理由をDPOCに説明するとともに、財団のウェブサイトのプロジェクト・ページで説明する。

3.75 ~~3.74~~ テクニカル・スタッフは、フィールドワーク、公聴会又は他のアウトリーチからのフィードバックを、テクニカル・スタッフ・ペーパーに要約し、それを審議会が他のフィードバックコメントレターとともに評価する。

## 公聴会

3.76 ~~3.75~~ 利害関係者に意見及び提案とともにを求めるためのコメントレターの提出を求めるとに加えて、審議会は、個別のトピックについて意見を聞き意見交換をするために、関心のある組織との公聴会を開催する場合がある。公聴会には、円卓会議と討議フォーラムが含まれる。円卓会議は主として諮問的なものであり、審議会の提案についての分析を発表し議論する機会を参加者に提供する。討議フォーラムは、教育により重点を置く傾向があり、参加者と議論する前に審議会のメンバー又はテクニカル・スタッフが審議会の提案を説明する。

## 説明責任

### 影響分析

3.77 ~~3.76~~ 審議会は、提案している新しい要求事項の導入により生じる可能性が高いコスト及び新基準書又は基準書の修正に関連して生じる可能性が高い継続的なコストと便益を評価し、それに関する見解を説明する責務がある。コストと便益を総称して影響と呼ぶ。審議会は、新基準書又は基準書の修正に関する提案により生じる可能性が高い影響に関する洞察を、提案の正式な公開及びフィールドワーク、分析並びに利害関係者関連する当事者との協議を通じて得る。生じる可能性が高い影響は、次のことに関してにより評価する。

- (a) 財務報告の透明性の改善という審議会の目的に照らして
- (b) 現行の財務報告の要求事項と比較して

**3.78 3.77** 生じる可能性が高い影響の評価プロセスは、新基準書又は基準書の修正財務報告の要求事項の開発にとって本質的なものである。したがって、審議会は、新基準書又は基準書の修正の開発の全体を通じて、生じる可能性が高い影響を評価し、その評価は新基準書又は基準書の修正の開発の段階に合わせて行う。例えば、リサーチ段階では、審議会は、対処しようとしている財務報告の欠陥の性質を評価することに焦点を当て、問題点の明確化を図り、考え得る解決策を提案する。この際、新しい財務報告の要求事項の開発により生じる可能性が高い便益に特に焦点を当てる。基準設定段階では、審議会は新基準書又は基準書の修正のための具体的な提案を開発する。したがって、審議会は当該提案の導入による潜在的なコストと便益の評価、及び代替案の評価に焦点を当てる。審議会は、分析のレベルを財務報告の変更案の性質に合わせる。また、分析の様式も、公表するデュー・プロセス文書の種類に合わせる。

**3.79 3.78** 審議회가適用後レビューを実施する際に、財務報告の変更の影響を理解し、新しい要求事項を公表した時に予想識別した影響との比較によって、理解する機会がある。

**3.80 3.79** 生じる可能性が高い影響を評価する際に、審議회가焦点を当てるのは、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示が新しい財務報告の要求事項によってどのように変化する可能性が高いか、その変化は一般目的財務報告書の質を改善することになるのか、及びその変化は影響に照らして正当化できるのかの評価である。審議회는、変更が次のことのように影響を与える可能性が高いのか考慮する。

- (a) 基準を適用する企業の一般目的財務報告書における活動の報告
- (b) 個々の企業の異なる報告期間の及び特定の報告期間における異なる企業間の一般目的財務報告書における財務情報の比較可能性
- (c) 一般目的財務報告書の利用者が企業の将来キャッシュ・フローを評価する能力
- (d) 経済的意思決定
- (e) 作成者の遵守コスト（適用開始時の影響と継続的な影響の両方）
- (f) 一般目的財務報告書の利用者にとっての分析コスト（データの抽出、データの測定方法の識別、及び、例えば評価モデルに含める目的のためのデータの調整のコストを含む）。審議회는、情報が利用可能でない場合に一般目的財務報告書の利用者に生じるコストと、利用者が代替的情報を作成するために生じるコストとの比較において作成者が情報を作成する場合の比較優位も考慮する。

**3.81 3.80** 基準は、国際経済の金融の安定を向上させることのできる高品質で透明性があり比較可能な財務情報を企業が提供するための要求事項を定めている。審議회는、適切な範囲で、関連性がある場合には、新しい財務報告の要求事項の影響を評価するにあたり、金融の安定への影響を考慮する。例えば、幅広い利害関係者に新基準書の見込まれる便益を説明する際に、審議회는、財務報告の透明性の増大と金融安定に対する潜在的な好影響とのつながりを説明することを有用と判断する考える場合がある。例えば、あるIFRS会計基準書による現在の価値による測定基礎の導入又はあるIFRSサステナビリティ開示基準書によるサステナビリティ関連リスクに関する情報を提供する要求事項の導入は、そうした説明が適切で関連性があるとIASB又はISSB審議회가結論を下す状況である可能性がある。さらに、新しい財務報告の要求事項のより幅広い潜在的な経済的帰結を定量的に評価することは一般的には不可能であるが、審議회는、関連性がある場合には、具体的な経済的

影響を評価することがある。審議会は、新基準書又は基準書の修正の全体的な影響について定量的評価を行うことを要求されない。当初の又は継続的なコスト及び便益は、異なる関係者に異なる方法で影響を与える可能性が高い。

## 影響の報告

**3.82** ~~3.81~~ 審議会は、生じる可能性が高い影響についての見解を、新基準書又は基準書の修正の開発の各段階で説明する。分析のレベルと様式は財務報告の変更の性質及び新基準書又は基準書の修正の開発の段階に合わせてとともに、それらを反映する。例えば、リサーチ段階では、対処しようとしている認識された財務報告の欠陥と、考えられる解決策は、ディスカッション・ペーパーの不可欠の一部である。基準設定段階では、審議会は、財務報告の要求事項の特定の変更を提案する理由（収集した証拠及び実施したアウトリーチへの言及を含む）を公開草案に付属する結論の根拠において説明する。主要な基準書を公表する際に、審議会は、生じる可能性が高い影響及び審議会がどのように評価を行ったのかを要約した独立の**影響分析報告書**を公表する。この報告書は、審議会が書面投票を行う基準書に付属する文書の一部として含められる。他の新しい要求事項については、審議会は、新しい要求事項に付属する結論の根拠の一部として自らの見解を提示する。

## 結論の根拠及び反対意見

**3.83** ~~3.82~~ 結論の根拠において、審議会は、基準書の開発又は修正の際に至った決定の背景にある論拠を説明する。結論の根拠には、公開した提案に関するコメントに対する審議会の対応も記載する。

## 反対意見

**3.84** ~~3.83~~ 審議会は合意機関として運営するものではない。公開草案又はIFRS基準書を公表する決定には、特別多数決が必要となる（表1参照）。提案又は最終基準書に**反対票を投じる**反対する審議会メンバーは、反対意見を有する理由の説明を求められる。反対意見は結論の根拠とともに公表される。

**3.85** ~~3.84~~ 審議会メンバーが反対票を投じる場合、公開草案又は基準書の全体に対して反対票を投じる。審議会メンバーは、文書の一部に反対しながら当該文書の公表に賛成票を投じることはできない。

**3.86** ~~3.85~~ 基準書の開発期間全体にわたり、個々の審議会メンバーが**いくつかの決定に反対する場合**決定があり得る。しかし、ある事項への反対は、審議会メンバーが文書全体に反対票を投じることを意味しない。審議会メンバーにとっての判断基準は、新たな要求事項が、当該要求事項により生じる可能性が高い影響を考慮した上で、財務報告を改善すると考えるかどうかである。反対票を投じることへのハードルは意図的に高くなっている。

**3.87** ~~3.86~~ **反対意見**そのものは、審議会メンバーが当該文書全体に反対票を投じるに至った事項のみを**述べる**扱うべきである。審議会メンバーは、それだけでは当該文書の公表に反対票を投じるに至らないような当該文書の**他の部分**への不満を表明するために反対意見を使用することを避けるべきである。

## 4 テクニカル作業計画

- 4.1 テクニカル作業計画は、両審議会及び解釈指針委員会が管理するプロジェクトのグループである。テクニカル作業計画が焦点を当てるのは、両審議会及び解釈指針委員会による考え得る公表物又は文書の公表に向けての手順であるプロジェクト及び活動である。これらの文書には、リサーチ・ペーパー、ディスカッション・ペーパー、情報要請、公開草案、基準書、解釈指針案、解釈指針、アジェンダ決定、及び適用後レビューについてのプロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメント報告書が含まれる。テクニカル作業計画は、定期的に更新し、財団のウェブサイトで公開する。これには、最近の審議会の決定を反映したプロジェクト予定表の見積りも記載する。
- 4.2 両審議会のテクニカル業務は、審議会のテクニカル活動には、広範囲の活動をカバーしてが組み込まれており、財務報告の調査、「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）の更新及び改訂、基準の一貫した適用及び維持管理、適用後レビュー、IFRSタクソノミなども含まれる場合がある。

### 作業計画の協議 審議会の作業計画（テクニカル・アジェンダ）に関する5年ごとの協議

- 4.3 それぞれの審議会は、作業計画に関する公開協議を少なくとも5年ごとに、公開の情報要請により行う。審議会は、通常、作業計画（アジェンダ）の協議の情報要請に対するコメントに最低限120日を与える。このレビューの主目的は、審議会の作業計画の戦略的方向性及びバランス（審議会の作業計画に追加される可能性のあるプロジェクトの評価に関する考慮事項要件を含む）について正式な一般からのインプットを求めることである。審議会は、回答者が優先すべきであるとする財務報告上の事項に関する意見を、及び予定どおりに進んでいないか又は進捗の見込みが限定的であることを理由にプロジェクトを審議会の作業計画から除外する提案をとともに、求めることもできる。作業計画に対して追加又は除外すべき潜在的なプロジェクトについての審議会の議論は、公開の審議会の会議で行われる。
- 4.4 この公開協議の一環として、審議会は諮問会議との協議を行う。
- 4.5 「定款」<sup>2</sup>に沿って、審議会は、作業計画に関して評議員会と協議するとともに、DPOCを通じて、5年ごとの協議に関するプロセス（審議会が受け取ったインプットにどのように対応する予定であるのかを含む）を評議員会に伝えておく。次回の協議は前回現在の協議が完了してから遅くとも5年以内後に開始すべきである。
- 4.6 5年ごとの協議が審議会の作業計画の設定決定の主要な手段であるが、審議会は、変化する状況に対応して、協議の合間においてプロジェクトを作業計画に追加したり優先順位を変更したりすることができる。しかし、過去の協議で考慮されていなかった主要なプロジェクトを作業計画に追加する前に、審議会はその潜在的なプロジェクトについて諮問会議及びASAF又はSSAF（該当する場合）と協議する。作業計画に追加すべき潜在的なプロジェクトについての審議会の議論は、審議会の公開の会議で行われる。

<sup>2</sup> 「定款」の第37条(d)及び第58条(d)は、評議員会との協議を条件に、両審議会にテクニカル・アジェンダの策定における完全な裁量権を与えている。第16条(d)は、評議員会が財団、IASB及びISSBの戦略並びにその有効性を毎年レビューすることを要求している。これにはIASB及びISSBのアジェンダの検討（しかし決定ではない）が含まれる。

- 4.7 基準の軽微な又は狭い範囲の修正（年次改善を含む）については、審議会はプロジェクトを作業計画に追加する前に諮問会議又はASAF若しくはSSAFと協議することを要求されない。軽微で狭い範囲の修正は、審議会在が基準を維持管理する作業及び基準の一貫した適用を支援する作業の一部であるからである。

## リサーチ・プログラム

- 4.8 審議会在が開発する新たな財務報告の要求事項は、現行の要求事項について識別された問題点に対処すべきである。時には、現行の財務報告について識別された問題点が、基準書の比較的軽微な修正で是正できることがある。他方、問題点が財務報告の要求事項のさらに重大な変更（基準書の大規模な変更や新基準書の開発など）を要する場合もある。したがって、新しい財務報告の要求事項を開発するにあたっての最初の手順は、現行の報告実務における問題点を評価し明確にすることである（生じる可能性が高い影響を審議会在がプロジェクトのこの段階でどのように評価するかについては、3.78項参照）。
- 4.9 審議会在のリサーチ・プログラムの目的は、生じ得る財務報告上の問題点の分析を、認識されている欠点の性質と程度に関する証拠の収集及び財務報告の改善又は欠陥の是正のための考えられる方法の評価によって行うことである。この分析は、審議会在が、新基準書についての提案を開発するか又は基準書を修正するかのいずれかを行う基準設定プロジェクトに取り組むべきかどうかを決定するのに役立つ。リサーチ・プログラムには、財務報告の事項に関する国際的な議論を促進するために、より広範な財務報告の事項（財務報告がどのように進展しているかなど）の考慮も含める場合がある。
- 4.10 審議会在が作業計画を策定するのに役立つため、テクニカル・スタッフは、審議会在の注目を要する可能性のある事項を識別しレビューし提起することを求められる。新たな事項が、テクニカル作業計画に関する5年ごとの協議（4.3項参照）、両審議会在の作業の間につながりに関する機会の考慮又は「概念フレームワーク」の修正から生じる可能性がある。さらに、審議会在は、諮問会議、ASAF、SSAF、他の基準設定主体や他の関心のある関係者、及び解釈指針委員会のコメントのほか、テクニカル・スタッフのリサーチ及びその他の提言に照らして、潜在的なトピックを提起し議論する。
- 4.11 審議会在とテクニカル・スタッフは、リサーチ・プログラム上の事項をリサーチするための活動のすべてを直接に実施する行ふことは期待されていない。審議会在は、他からの参加者を募集することができる（例えば、各国の会計及びサステナビリティ開示の基準設定主体、そうした会計基準設定に関連する地域団体、又は各地域の財務報告団体、学界及び他の関心のある関係者）など他の人々がこれらの活動に参加することを要請する場合がある。しかし、審議会在は、焦点を当てることを見込んでいるべき事項及び参加を求める協議する関係者に期待するものに関して明確な指示を与える必要がある。
- 4.12 リサーチ・プロジェクトに関する作業の結果として、審議会在が基準設定プロジェクトを作業計画に追加することを決定する場合も基準設定を行わないことを決定する場合もある。審議会在は、基準設定を行わないことをディスカッション・ペーパーを公表する前に決定する場合もディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを検討した後に決定する場合もある。決定を行う際に、審議会在は5.4項から5.7項における原則を参照して、プロジェクトがコストを上回る改善を財務報告にもたらす可能性が高いかどうかを評価する。リサーチ・プロジェクトの結果として追加の作業を行わないという決定には、審議会在の単純多数決の支持を要する（3.17項参照）。審議会在が主要なリサーチ・プロジェクトの結果

として基準設定を行わないことを決定する場合には、リサーチの発見事項及び審議会の結論を要約したプロジェクト・サマリーを公表する。

## ディスカッション・ペーパー、リサーチ・ペーパー、及び情報要請

- 4.13 4.12** リサーチ・プログラムの主要なアウトプットは、ディスカッション・ペーパー及びリサーチ・ペーパーの形式を取る。ディスカッション・ペーパー及びリサーチ・ペーパーは、審議会が基準設定プロジェクトを作業計画に加えるべきかどうかの決定に役立つ可能性のある関心のある関係者からのコメントを求めるように設計する。ディスカッション・ペーパー及びリサーチ・ペーパーに通常記載するのは、論点の概要、当該論点に対処する可能なアプローチ、審議会の予備的見解及びコメント募集である。
- 4.14 4.13** ディスカッション・ペーパーは審議会が公表し、特定のトピックに関する審議会の分析及び全体的な見解を、審議会メンバーの見解の重大な相違を反映しそれを伝える議論とともに提示する。審議会は提示された事項を公開の会議で議論することとなる。
- 4.15 4.14** リサーチ・ペーパーも審議会が公表するが、公開の会議では開発せず、したがって、審議会はペーパーに示した事項についての見解を開発しない。リサーチ・ペーパーはテクニカル・スタッフが作成することができる。リサーチ・ペーパーは、他の会計基準設定主体又は団体が、通常は審議会の要請により、作成することもできる。審議会が公表するリサーチ・ペーパーには、当該ペーパーの作成又は承認への審議会の関与の程度についての明確な記述を含める。場合によっては、審議会は当該ペーパーを公開の会議で議論せず、したがって、当該ペーパーに示された事項についての見解を作成しないことがある。
- 4.16 4.15** 情報要請は、テクニカル・プロジェクト又はより広範な協議に関連した事項についての情報又はフィードバックを審議会が利害関係者に正式に要請するものである。情報要請に適切なトピックの例としては、5年ごとの審議会の作業計画に関してコメントを求めること、適用後レビューについて基準書に対する意見及び基準書に関する情報を求めること、財務報告の要求事項とする可能性があるものについて実務的な影響を評価する際の助力（例えば、プロジェクトのリサーチ段階へのインプットとして）を求めることなどがある。

## ディスカッション・ペーパー、リサーチ・ペーパー及び情報要請の公表

- 4.17 4.16** 審議会はディスカッション・ペーパーについて書面投票を行う。審議会が書面投票のためにディスカッション・ペーパーの作成をテクニカル・スタッフに依頼する前に、審議会は、ディスカッション・ペーパーが目的を満たす可能性が高いことを確保するのに必要なすべての手順を完了したことを確認する。リサーチ・ペーパー及び情報要請には、審議会の単純多数決による支持が必要であり、承認は公開の会議で行う（3.15項参照）。
- 4.18 4.17** 審議会は、通常、少なくとも120日のコメント期間を、ディスカッション・ペーパー、リサーチ・ペーパー、並びに作業計画に関する情報要請（4.3項参照）又は適用後レビューに関する情報要請（6.59項参照）について設ける。その他の情報要請について、審議会は通常、コメントのために最低限60日の期間を与える。情報要請の範囲が狭く、緊急性がある場合には、審議会はそれより短い期間を設定することができ、それについて事前にDPOCと協議する必要はない。
- 4.19 4.18** ディスカッション・ペーパー、情報要請及びリサーチ・ペーパーは、財団のウェブサイトに掲載する。

4.20 ~~4.19~~ ディスカッション・ペーパーのコメント期間が終了すると、テクニカル・スタッフはコメントレーター及び他のフィードバックを分析して要約し、その分析及び要約を審議会に提供する。

## 財務報告に関する概念フレームワーク

4.21 ~~4.20~~ IASB審議会は「概念フレームワーク」を開発したの維持管理を行う。「概念フレームワーク」これは、一般目的財務報告の目的及び諸概念を記述している。「概念フレームワーク」は、審議会が一貫した概念に基づいた基準の要求事項の開発を開発することに役立つ実務上のツールである。

4.22 ~~4.21~~ 「概念フレームワーク」を修正変更する提案の審議会による開発及び公開は、審議会が基準書の修正変更案を公開するのと同じ方法で、同様のコメント期間で行う。

4.23 ~~4.22~~ 審議会は、ディスカッション・ペーパーがの公表を「概念フレームワーク」の一部修正改訂の最初の手順として公表される決定する場合があるが、これは要求事項ではない。

4.24 ~~4.23~~ 「概念フレームワーク」の修正には、審議会は、修正後の「概念フレームワーク」の改訂を反映するために基準書を修正すべきかどうかの検討を検討することが必要となる場合がある。しかし、基準書の修正は、こうした改訂の自動的な帰結ではない。基準書の修正変更は財務報告の欠陥に対処するものである。「概念フレームワーク」の修正変更によって明らかとなった基準書における不整合は、作業計画を策定又は修正する際の他の優先事項に照らして審議会が検討する。

## 5 基準設定プロジェクト

- 5.1 基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを検討する際に、審議会又は解釈指針委員会は、具体的なプロジェクト案を検討するの開発及び5.4項のプロジェクト要件に照らした評価を行う必要がある。その検討には、当該提案が新IFRS基準書又は基準書の大規模修正を開発する包括的なプロジェクト（5.4項から5.12項参照）に関するものなのか、それとも維持管理及び一貫した適用の目的のための狭い範囲のプロジェクトに関するものなのかが含まれる。IASBは、IFRS会計基準の一貫した適用を支援するにあたり、解釈指針委員会とも共同して作業する（5.14項から5.20項参照）。
- 5.2 プロジェクト提案の主要な目的は、審議会が資源を有効に管理し、基準設定の作業の優先順位を付けることである。審議会は、計画の中で大規模なプロジェクトと狭い範囲のプロジェクトを区別する。他のプロジェクトにもっと高い優先順位を与えるべき時にあるプロジェクトに資源を投入するリスクを減らすためである。
- 5.3 新基準書案、基準書の修正案、又は解釈指針案は、一般のコメントを求めるために公開する。したがって、利害関係者が、審議会が財務報告のある領域についての改善の必要性を立証できていないと考える場合には、彼らは協議プロセスの間に意見を表明することができる機会を有することになる。

### 新IFRS基準書又は大規模修正についての考慮事項要件

- 5.4 審議会は、潜在的なプロジェクトを作業計画に追加することのメリットの評価を、主として一般目的財務報告書の利用者のニーズに基づいて、財務報告書における情報の作成のコストも考慮に入れつつ行う。提案するプロジェクト子ジェンダ項目が利用者のニーズに対応するかどうかを判断する際に、審議会の考慮事項には次のことが含まれるを考慮する。
- (a) 特定の種類の取引又は活動が一般目的財務報告書において報告されている方法に欠陥があるかどうか
  - (b) 一般目的財務報告書を利用する人々にとっての当該事項の重要性
  - (c) 当該事項が影響を与える提案の影響を受ける可能性の高い企業の種類（当該事項が一部の法域で他よりも一般的であるかどうかを含む）
  - (d) 当該事項特定の財務報告の論点が、企業にとってどれだけ広がり又は深刻さがある可能性が高いか
- 5.5 審議会は、基準設定プロジェクトを作業計画に加えることを、当該トピックに関して実施したリサーチをレビュー検討した後に検討する。審議会は、通常、新基準書の開発又は基準書の大規模修正を行うことを提案するのは、ディスカッション・ペーパーを公表して、その協議により受け取ったコメントを考慮した後でのみである。審議会は、ディスカッション・ペーパーの公表を、主要な基準設定プロジェクトを作業計画に追加する前に行う必要はない。しかし、ディスカッション・ペーパーなしで進めるためには、審議会は、ディスカッション・ペーパーによる利害関係者との協議を省略できるほど十分な情報を有し、問題点及び潜在的な解決策を十分よく理解していると納得している必要がある。 審議会は、リサーチ・ペーパー、情報要請又は他のリサーチから十分なインプットを得ていて公開草案に直接進むことができるという理由で、ディスカッション・ペーパーは必要ないと



決定する結論を下す場合もある。審議会は、ディスカッション・ペーパーを公表しない理由を示してDPOCに報告する必要がある。

- 5.6 審議会の潜在的プロジェクトについての議論及び新しいプロジェクトの採用の決定は、公開の審議会の会議で行う。審議会は、基準設定プロジェクトを作業計画に追加することを、優先順位に関する決定とともに、審議会の会議での単純多数決によって決定する（3.17項参照）。
- 5.7 審議会は、財務報告の改善の便益がコストを上回ると見込まれるという結論を下した場合にのみ、プロジェクトを作業計画に追加する。

### モニタリング・ボードから照会された事項

- 5.8 モニタリング・ボードは、財務報告上のテクニカル事項を評議員会及び該当する審議会議長に照会することができる。モニタリング・ボードは、両方の審議会に関連性がある場合には、財務報告上のテクニカル事項を両方の審議会の議長に照会することができる。モニタリング・ボードの合意ベースの意思決定により、こうした行動は極めて稀な緊急の場合に限定される。それは、モニタリング・ボードのメンバー全員が財務報告上のテクニカル事項が照会を要することに合意した場合などである。
- 5.9 評議員会及び審議会議長は、こうした照会への適時な対応を確保するよう求められる。こうした照会は、4.6項及び5.1項から5.7項に示した正式の協議プロセスに従う必要はない。
- 5.10 審議会は、評議員会とともに、照会を検討するために踏んでいる手順をモニタリング・ボードに報告する。期限は通常は30日であるが、その事項の緊急性が高い場合には、それより早く行う。
- 5.11 審議会が、照会された事項を取り上げないと決定する場合には、審議会は、評議員会とモニタリング・ボードに対し、当該事項を基準書の修正により扱うことが「定款」で定めている基準設定の責任と整合しない理由を説明する。
- 5.12 すべての場合において、モニタリング・ボードは、意思決定に影響を与えず、審議会が基準設定に関して行った決定に異議を唱えないことが了解されている。

### 維持管理及び一貫した適用

- 5.13 両審議会は、それぞれの基準の維持管理を行い、これらの基準の適用を、とりわけ基準の狭い範囲の修正を開発することによって、6.4項から6.17項に記述するプロセスに従って行う。両審議会は、基準の原則ベースの性質を維持することと、発生する適用上の疑問に対応して要求事項を追加又は変更することとのバランスを達成することを図る。

### 解釈指針委員会による事項の識別

- 5.14 ~~5.13~~ IASB審議会と解釈指針委員会は、IFRS会計基準の一貫した適用の支援において共同で作業する。とりわけ、IFRS会計基準の狭い範囲の修正の公表、解釈指針の公表及び適用上の疑問に対応対処するアジェンダ決定の公表というそれぞれの役割の中で作業を行うことによって、それを行う。IASBは、狭い範囲の修正を開発するにあたり、IFRS会計基準の適用についての解釈指針委員会の経験に依拠して、解釈指針委員会の支援を求めることができる。審議会と解釈指針委員会は、基準の原則ベースの性質の維持と、発生す

## IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

~~る適用上の疑問に対応した要求事項の追加又は変更との間のバランスを達成することを図る。~~

**5.15 5.14** 数名のIASB審議会メンバーが解釈指針委員会の各回の会議に出席し、解釈指針委員会の各回の会議の報告書がIASB審議会に公開の会議で提示される。

**5.16 5.15** 利害関係者は、5.17項における要件を考慮して、IASB審議会又は解釈指針委員会がある事項に対処することが重要と考える場合には、解釈指針委員会に適用上の疑問を提出することが推奨される。そうした事項には、特定の状況又は取引について要求される会計処理に関して疑問がある場合や、所定の開示要求事項の適用に関して投資者又は他の利害関係者が表明した懸念が含まれる可能性がある。解釈指針委員会は、多くの場合、提出された質問を一定範囲の利害関係者（各国の会計基準設定主体及び会計基準設定に關与している地域団体を含む）と協議する。

**5.17 5.16** 解釈指針委員会は、下記の要件のすべてが満たされる場合には、~~審議会が狭い範囲の修正を開発するよう提案するか又はIFRIC解釈指針を開発することを決定するかのいずれかによって、基準設定プロジェクトの必要性を次のことに基づいて評価する作業計画に追加すべきであると決定する。~~

- (a) 当該事項は広がりのある影響を有し（すなわち、当該状況又は取引は一般性があり、かつ、IFRS会計基準の適用に不統一があり）、影響を受ける人々に重要性のある影響を有しているか又は有すると見込まれるかどうか。
- (b) 財務報告を改善するために、IFRS会計基準の要求事項を追加又は変更することが必要であるかどうか。すなわち、IFRS会計基準における原則及び要求事項が、企業が要求される会計処理を決定するための適切な基礎を提供していない。
- (c) 当該事項が現行のIFRS会計基準及び「概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できるかどうか。
- (d) 当該事項の範囲が、IASB審議会又は解釈指針委員会が効率的な方法で扱うことができるのに十分なほど狭いが、IASB審議会又は解釈指針委員会及び利害関係者がIFRS会計基準書を変更するために要するデュー・プロセスを実施することがコストに見合う効果がないほど狭くはないかどうか。

**5.18 5.17** 5.17項における要件のすべてが満たされる場合には、公開の会議での議論の後に、出席している解釈指針委員会メンバーの単純多数決により、解釈指針を開発すべきか、狭い範囲の基準設定プロジェクトを作業計画に追加することをIASBに提案すべきかを決定する。5.17項における要件を検討するにあたり、解釈指針委員会は、基準の原則ベースの性質を維持することと、発生する適用上の疑問に対応して要求事項を追加又は変更することとのバランスを達成することを図る。

**5.19 5.18** 解釈指針委員会が解釈指針を開発することを決定する場合には、セクション7に示すプロセスに従う。解釈指針委員会が、狭い範囲の修正をIASB審議会が開発することをすべきであると提案する場合には、当該事項をIASB審議会に照会する。解釈指針委員会がIFRIC解釈指針を開発することを決定する場合には、~~セクション7に示すプロセスに従う。~~審議会は、6.4項から6.15項に示すプロセスに従い、基準の狭い範囲の修正（これには年次改善が含まれる）を行うことを決定することもできる。審議会は、~~そうした狭い範囲の修正を開発するにあたり、解釈指針委員会の支援を求めて、IFRS基準の適用についての~~

~~解釈指針委員会の経験を活用する場合がある。~~

~~5.20 5.19~~ 5.17項における要件がすべては満たされず、したがって解釈指針委員会が、提出された質問に対処するために基準設定プロジェクトが必要とされないを作業計画に追加すべきではないと決定する場合、解釈指針委員会はその理由をアジェンダ決定の中で説明する（8.2項から8.7項参照）。

## 6 新規の又は修正したIFRS基準書

### 公開草案

- 6.1 公開草案の公表は、新基準書の公表又は既存の基準書の修正を行えるようになる前のデュー・プロセスの必須の手順である。
- 6.2 公開草案は、基準書（又は基準書の修正）案の形式での具体的な提案を示すものであり、したがって、一般的には基準書と同じ方法で示され、基準書のすべての構成部分を有する。基準書との主要な相違点は、公開草案では次のようであることである。
- (a) 結論の根拠は、提案についての審議会の論拠を説明するために書かれており、公表される基準書又は基準書の修正の論拠の草案ではない。
- (b) 他の基準書の結果的修正（6.33項参照）は、基準書又は基準書の修正ほど詳細に記載する必要がない（特に、そうした結果的修正が、相互参照や用語及び他の編集上の事項の変更である場合）
- 6.3 公開草案は審議会が公開の協議を行うための主要な手段であるため、特に関心のある事項として審議会が識別した論点を示したコメント募集を記載する。コメント募集は書面投票用草案に通常は含まれるが、審議会による書面投票を行う必要はない。

### 公開草案の開発

- 6.4 審議会は公開草案をの開発は公開の会議中に開発するで行われる。テクニカル・スタッフは、公開草案において対処すべき事項を審議会が検討するためのペーパーを作成する。
- 6.5 公開草案の開発は、通常、審議会がテクニカル・スタッフのリサーチ及び提案に基づいて論点を検討することから開始する。審議会は、ディスカッション・ペーパー、リサーチ・ペーパー又は情報要請に対して寄せられたコメント、協議グループ及び会計基準設定主体が行った示唆、他の利害関係者との協議から生じた示唆も考慮する。
- 6.6 要求事項案を開発する際に、審議会は他の基準設定主体若しくは類似の機関からの要求事項若しくはその他の資料に依拠するか、又はそうした資料を基準書案に含める場合がある。そのような要求事項又はその他の資料は、開発中に協議手続の対象となっている場合がある。しかし、それらの手続は、そうした資料を組み込んだ要求事項案に審議会が財団のデュー・プロセスを適用する必要性を否定するものではない。
- ~~6.7~~ ~~6.6~~ 審議会がプロジェクトのテクニカル事項に関して全般的な合意に至り、提案で生じる可能性が高い影響（3.77項から3.82項参照）を考慮した後に時点で、テクニカル・スタッフは次のようなペーパーを審議会に提示する。
- (a) 審議会が提案の開発において取ってきた手順の要約（いつ審議会がこのプロジェクトを公開の会議で議論したか、開催した公聴会、アウトリーチ活動、協議グループとの会合の要約を含む）
- (b) 該当がある場合、審議会が協議グループの設置あるいはフィールドワークの実施が必要ないと判断した理由の再確認
- (c) 公開草案についてのコメント期間の提案

- 6.8 6.7** 審議会は、通常、公開草案に対するコメントについては少なくとも120日の期間を与える。事項の範囲が狭く、緊急性がある場合には、審議会はDPOCと協議して承認を受けた後に、120日未満（ただし30日以上）のコメント期間を設定することができる。
- 6.9 6.8** 例外的な状況において、かつ、要請して評議員会の少なくとも75%から承認を受けた場合に限り、審議会は公開草案の一般コメントの期間を30日未満の期間に短縮することができる。がしかし、審議会はコメント期間の全体をなしにすることはできない。
- 6.10 6.9** 審議会在、こうした事項のすべてに対応したと納得した場合には、テクニカル・スタッフに書面投票用に草案を作成させるための投票を行う。公開草案の提案に反対する意向のある審議会メンバーは、この時点でその意向を伝える（3.84項から3.87項参照）。

#### 軽微な年次改善のパッケージの公開

- 6.11 6.10** IFRS基準書の複数の修正案について、十分に軽微であるか又は範囲が十分に狭いため、それらの修正が関連していなくても、一緒にまとめて1つの文書で公開することができる場合がある。こうした基準の軽微な改善のパッケージは審議会による基準の定期的な維持管理の一部であるこうした修正は（過去には「年次改善」と呼ばれていた）。 軽微な改善のパッケージ年次改善は、基準書の他の修正と同じデュー・プロセスに従うが、年次改善は別々ではなく一緒に公開される関連のない複数の修正で構成される点が異なる。
- 6.12 6.11** 関連のない複数の改善を1つのパッケージで公開する理由は、これらの修正が基準書又は付属資料の軽微な又は狭い範囲の変更に限定されていることである（6.34項参照）。これらの変更は、IFRS基準書における文言を明確化するもの、又は比較的軽微な意図しない帰結、見落とし又は基準又は付属資料における要求事項の間の矛盾を訂正するもの、あるいは要求事項又は付属資料を更新するものであるための変更に限られるためである。これらの性質により、年次改善についてはコメントレターのプロセスを超えた協議やアウトリーチを実施する必要はない。審議会は注意深くなければならず、別個の協議及びアウトリーチに値する修正を年次改善パッケージに含めることを、避ける必要がある。
- 6.13** 軽微な改善のパッケージにおける修正は、新たな原則を提案することや既存の原則を変更することはできない。定義により、基準書に付属する資料の修正は、新たな要求を創設することや基準書における既存の要求を変更することはできない。これらの軽微又は狭い範囲の改善の性質により、コメントレターのプロセス以外に協議又はアウトリーチを実施する必要はない。審議会は、注意深くあることが必要であり、別個の協議及びアウトリーチに値する修正を軽微な改善のパッケージに含めることを避ける必要がある。
- 6.14 6.12** 文言IFRS基準書の明確化には、現行の基準書の不明確な文言の置換え又は要求事項の欠如が懸念を生じさせている場合における基準書の要求事項の追加提供のいずれかが必要となる。このような修正は、適用される基準書の中での現行の原則と一貫させる必要がある。の整合性を維持するものであり、新たな原則を提案したり現行の原則を変更したりするものではない。
- 6.13** 基準書の現行の要求事項の間の矛盾点の解消には、見落とし又は基準書の現行の要求事項の結果として生じた比較的軽微な意図せざる帰結への対処が含まれる。このような修正は、新たな原則を提案したり現行の原則を変更したりするものではない。
- 6.15** 基準書又は付属資料における要求事項の更新には、IFRSサステナビリティ開示基準における産業別の要求事項に含まれる指標の更新や、基準書に付属するガイダンスの更新が

含まれる。そうした修正は、適用される基準の中の既存の原則と整合させる必要がある。

6.16 6.14 狭い範囲の改善のパッケージ年次改善の提案は、適切に定義された狭い範囲のものとすべきである。審議会は、公開草案を公表する前に、狭い範囲の改善のパッケージ年次改善の案を6.11項から6.15項に示したガイダンス要件に照らして評価する。目安として、審議会が結論に至るのに数回の会議を要する場合には、それは当該論点の原因が、この軽微な改善年次改善プロセスを用いての中で解決できるものよりも根本的なものであるという兆候である。

6.17 6.15 審議会は、通常、狭い範囲の改善のパッケージ年次改善に関するコメントについて少なくとも90日の期間を与える。

## 公開草案の公表

6.18 6.16 公開草案の公表は財団のウェブサイトで発表されるニュースリリースを伴う。

6.19 6.17 公開草案の内容に応じて、審議会とテクニカル・スタッフは、補足的な補強資料（プロジェクトのスナップショット、又はウェブキャストなど）も、質疑応答パック又はプレゼンテーション（スピーチ）パックも作成し、公開する場合がある。公開草案で提案している変更が重大であればあるほど、関連する補足資料コミュニケーション・パッケージが包括的なものとなる可能性が高い。

6.20 6.18 すべての公開草案及び関連する公表物は、財団のウェブサイトにおいて無料で入手可能にする。

## フィードバック受け取ったコメント及び協議の検討

6.21 6.19 コメント期間の終了後、審議会はコメントレター及び他の情報源（アンケート、協議グループの会議及び利害関係者とのアウトリーチなど）からのフィードバック他の協議（投資者との協議など）の結果をレビューする。テクニカル・スタッフは、コメントレターの要約を提供し、寄せられたコメントの全般的な概要と提起された主要なポイントを示す。この要約分析は、審議会がフォローアップ審議中に主要な検討トピック（あるいは審議会が当該プロジェクトを進めるべきかどうか）を識別するのに役立つ。

6.22 6.20 IFRS基準書の開発（又は基準書の修正）は審議会の公開の会議の中で行う。

6.23 6.21 論点をさらに探究し、追加的なコメント及び提案を求める手段として、審議会は、フィールドワークを行うか、あるいは公聴会や円卓会議を準備する場合がある。審議会は、協議グループとの接触も維持する。

6.24 基準設定プロジェクトを中止する決定には、審議会の単純多数決の支持を要する（3.17項参照）。基準設定プロジェクトを中止する決定を行う前に、審議会は5.4項から5.7項における原則を参照する。審議会が新基準書又は基準書の大規模修正となるはずであった基準設定プロジェクトを中止することを決定する場合、行った作業及び審議会が当該プロジェクトを中止した理由を要約したプロジェクト・サマリーを公表する。

## 審議の完了

6.25 6.22 審議会がプロジェクトのテクニカル事項に関して全般的な合意に至り、新基準書又は基準書の修正により生じる可能性が高い影響（3.77項から3.82項参照）を考慮した後に時

点で、テクニカル・スタッフは次のことを行うペーパーを審議会に提示する。

- (a) 審議会が当該基準書の開発において取ってきた手順の要約（いつ審議会がこのプロジェクトを公開の会議で議論したか、開催した公聴会、アウトリーチ活動、及び協議グループとの会合の要約を含む）
- (b) 他方の審議会の基準と両立可能な基準を開発し、不整合及び矛盾を避けるという目的を満たすために踏んだ手順の要約
- (c) ~~(b)~~ 該当がある場合、審議会が協議グループの設置あるいはフィールドワークの実施が必要ないと判断した理由の再確認
- (d) ~~(e)~~ 提案を確定できるかどうか又は再公開の必要があるかどうかの評価（6.28項から6.31項参照）

**6.26** ~~6.23~~ 審議会が、テクニカル事項のすべてに対応し、可能性の高い影響を評価したと納得している場合には、テクニカル・スタッフに書面投票用に新基準書又は基準書の修正を作成させるための投票を行う。基準書の提案に反対する意向のある審議会メンバーは、この時点でその意向を伝える（3.84項から3.87項参照）。

**6.27** ~~6.24~~ 審議会はDPOCに、新基準書又は基準書の大規模修正について書面投票の段階に進むという決定を、当該基準書又は大規模修正の公表前に、再公開が必要ないと納得している理由の説明とともに、知らせる（2.9項参照）。

#### 再公開の要件

**6.28** ~~6.25~~ 再公開の必要があるかどうかを検討する際に、審議会は次のことを行う。

- (a) 公開草案に対するコメント期間中に生じた根本的な論点のうち、過去に検討していなかったものを識別する。
- (b) 検討した証拠を評価する。
- (c) 新たな要求事項の論点、含意及び生じる可能性が高い影響を十分に理解したかどうか、また、関心のある関係者の見解を積極的に求めたかどうかを評価判断する。
- (d) さまざまな観点が公開草案に適切に示され記載され、公開草案に関する結論の根拠の中で適切に議論されレビューされたかどうかを検討する。

**6.29** ~~6.26~~ 基準書又は基準書の修正最終の提案が公開草案での提案に対する当初の提案からの変更を含むことは避けられない。しかし、基準書又は修正が公表される前の審議会による提案に対する変更があっても、審議会が改訂後の提案を公開することの再公開は必ずしも強制されない。審議会は、公開草案の公表後に行った変更改訂後の提案が、コメント提出者がコメントする機会がなかった根本的な変更を含んでいるかどうかを検討する必要がある。当該変更は公開草案又は公開草案に関する結論の根拠において検討や議論がされていないからである。審議会は、改訂後の提案を公開すること再公開によって何か新しいことを知り得るのかも考慮する必要がある。審議会が、審議会が行った変更改訂後の提案がフィードバックに対応しており、再公開で新たな懸念が明らかになる可能性は低いと納得している場合には、要求事項案の確定に進むべきである。

**6.30** ~~6.27~~ 公開草案及び現行の実務からの変更が広範囲で根本的であるほど（特に公開草案から

## IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

の変更が現行の実務からの重大な変更を要することとなる場合)、提案を再公開すべきである再公開が必要となる可能性が高い。しかし、審議会は、財務報告の改善を遅らせることのコストを、当該変更を導入すること変更の必要性の相対的な緊急性及び公開草案の公表後に利害関係者と協議を行うために行った追加的な手順に照らして評価する必要がある。協議グループ又は焦点を絞った協議の利用により、再公開の必要なしに要求事項案提案を確定する決定の情報源根拠となる情報が審議会に与えられる場合がある。

~~6.28 審議会は、再公開が必要かどうかを検討する際に、認識及び測定の変更の方に開示よりも重点を置くべきである。~~

~~6.31~~ ~~6.29~~ 審議会は、改訂後の提案をコメント募集のために公表するかどうかを公開の会議で決定するに関する審議会の決定は、審議会の会議で行う。審議会が再公開を必要と判断する場合、従うべきデュー・プロセスは、最初の公開草案に対するものと同じである。しかし、基準書案の最初の公開後は、ではないので、コメント期間の短縮が適切な場合がある。特に、審議会が改訂後の提案公開草案の特定の側面のみに関してコメントを求めている場合であるが、コメント提出者がコメントをこれらの側面だけに限定しない可能性があることは認識する。こうした文書についてのコメント期間は、通常は少なくとも90日間となる。しかし、審議会は6.8項から6.9項に従って90日未満のコメント期間を設定することができる。

## IFRS基準書の確定

~~6.32~~ ~~6.30~~ 基準書の強制力のある部分は、次のものである。

- (a) 原則及び関連する適用指針
- (b) 用語の定義
- (c) 発効日及び経過措置に関するパラグラフ

~~6.33~~ ~~6.31~~ 新基準書又は基準書の修正を公表する際には、新たな要求事項の帰結である他の基準書の修正（結果的修正）も付属する。

~~6.34~~ ~~6.32~~ 基準書は通常、当該基準書の不可欠の一部を構成しない次のような付属資料とともに公表される。

- ~~(a)~~ 目次
- ~~(b)~~ はじめに
- ~~(a)~~ ~~(e)~~ 設例
- ~~(b)~~ ガイダンス
- ~~(c)~~ ~~(d)~~ 結論の根拠（独立の報告書として提示しない場合には、生じる可能性が高い影響に関する審議会の分析を含む）
- ~~(d)~~ ~~(e)~~ 影響分析報告書（主要な基準書について）
- ~~(e)~~ ~~(f)~~ 反対意見（もしあれば）

~~6.35~~ ~~6.33~~ 時には、付属資料には、従前の要求事項と新たな要求事項の各項の間の関係を示す表や、当該基準書の簡単な経緯が記載される。すべての場合において、文書では当該資料が



基準書の不可欠の一部であるのか、あるいは付属しているが不可欠の一部ではないのかを明記する。基準書の不可欠の一部である資料は、基準を採用しそうした資料を受け取る契約を財団と行っている政府又は関連機関に提供される。

**6.36 6.34** 原則として、IFRS基準書は付属資料なしに適用できるようにすべきである。

#### 発効日及び経過措置

**6.37 6.35** IFRS基準書又は基準書の修正には、発効日と経過措置の要求事項を設ける。強制的な発効日の設定は、各法域が新たな要求事項を法制度又はその他の財務報告の要求事項のシステムに組み込むのに十分な時間を与え、基準を適用する人々に新たな要求事項に備えるのに十分な時間を与えるように行う。

**6.38 6.36** 審議会は、基準の初度適用企業に基準書又は基準書の修正をどのように適用することを要求すべきかについても検討する。IASBは及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正が必要かどうかを検討する。

### IFRS基準書の公表

**6.39 6.37** 新基準書又は基準書の修正の公表は財団のウェブサイトで発表されるニュースリリースを伴う。

**6.40 6.38** 新基準書又は基準書の大規模修正の公表には、プロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントも付属する。新しい要求事項の内容に応じて、~~審議会とIFRS財団スタッフは、ポッドキャスト、~~補足的な補強資料（ウェブキャストなど）も、~~質疑応答パック又はプレゼンテーション（スピーチ）パックも作成して公開する場合があります。~~基準の変更が重大であればあるほど、関連する補足資料~~コミュニケーション・パッケージ~~が包括的となる可能性が高い。

#### 実務ガイダンス

**6.41 6.39** 審議会は、強制力のない実務ガイダンスを、通常、（基準書が扱っていないトピック（経営者による説明に関する実務記述書など）に関するものを含む）をして、財務報告の改善となると考える場合には、作成することができる。審議会は、文書の書面投票も含めて、基準書の開発に用いるのと同じ手続に従って、実務ガイダンスの開発及び公表を行う。

#### 公表後の手続及び維持管理

**6.42 6.40** 基準書を公表した後に、財団は、当該基準書の導入及び一貫した適用を支援するためにさまざまな活動を実施する。これには、記事やウェブキャストなどの教育的資料の公表が含まれることもある（8.8項から8.14項参照）。審議会は、企業が新しい要求事項を導入する際に生じる適用上の疑問点について議論するための公開のフォーラムを提供するため、当該基準書の導入に関与している専門家で構成されるグループも組成する場合がある。審議会メンバーとテクニカル・スタッフは、関心のある関係者（各国他の基準設定主体を含む）との会議を、当該基準書の適用から生じた予期しない事項及びその要求事項の潜在的影響の理解に役立てるために開催する場合もある。

**6.43 6.41** テクニカル・スタッフは、文書の執筆又は印刷の際に生じた文案作成の誤りを正すために、テクニカル文書に編集上の訂正を加えることができる。ただし、その訂正によりテキストのテクニカルな意味が変更されない場合に限る。通常、編集上の訂正は、誤字、文

法上の誤り、他の基準書の結果的修正の修正箇所を訂正するものである。

## 翻 訳

- ~~6.44~~ ~~6.42~~ 基準の翻訳は、財団スタッフが、基準を採用したか又は基準への関心を高めている法域からの要請への対応として、着手する。
- ~~6.45~~ ~~6.43~~ 翻訳の方針として、1つの言語について1つの翻訳のみを認める。特定の言語のすべての使用者が同じ翻訳を利用するようにするためである。2段階の翻訳手続（当初の翻訳に続いて、財務報告の会計専門家の委員会が翻訳のレビューを行う）が、原語である英語での基準の意味を他の言語で正確に表現する高品質の翻訳を作成するために設計されている。
- ~~6.46~~ ~~6.44~~ レビュー委員会のメンバーは、基準書の翻訳先の言語のネイティブ・スピーカーで、財務報告の分野の専門家である。レビュー委員会は、通常、大手の会計及び他の専門事務所、国内の会計及びサステナビリティ開示団体、学界、適切な政府機関、専門的業界（銀行及び保険など）からのメンバー代表者で構成する。
- ~~6.47~~ ~~6.45~~ レビュー委員会は1名をコーディネーターとして指定する。レビューのプロセスの管理に加えて、コーディネーターは、翻訳の内容について最終的な責任を有し、委員会で合意に至らない場合には決定権を有する。
- ~~6.48~~ ~~6.46~~ ある言語が複数の法域で幅広く話され使用されている場合には、当該言語を幅広く使用するすべての法域からのレビュー委員会への参加が推奨される。結果として生じる翻訳が基準の一貫した適用の助けとなることを確保するためである。

## IFRSタクソノミ（付属文書A参照）

- ~~6.49~~ ~~6.47~~ IFRSタクソノミに対する影響は、新基準書又は基準書の修正の開発及び文案作成の間に検討される。審議会は、通常、IFRSタクソノミ・アップデート案を関連する基準書又は基準書の修正が公表されるのと同様か又はその直後に公表する。

## 適用後レビュー

### 適用後レビューの目的

- ~~6.51~~ 財務報告の改善という目標は、すべての新IFRS基準書の基礎となる。適用後レビューは、ある基準書の公表と適用の後に、新たな要求事項が投資者、作成者及び監査人に与える影響を評価する機会である。このレビューは、当該公表物の開発中に重要であったか又は議論の多かった論点（それらは、関連する基準書の結論の根拠、プロジェクト・サマリー、フィードバック・ステートメント及び影響分析から識別可能なはずである）を、当該文書の公表後に審議会が気付いた論点とともに検討する。また、審議会とテクニカル・スタッフは、利害関係者と協議して、生じ得る予想外のコスト又は適用上の問題点に直面した領域を審議会が識別するのに役立てる。
- ~~6.50~~ 適用後レビューの目的は、新基準書又は基準書の大規模修正の要求事項の適用が一般目的財務報告書の利用者、作成者、監査人及び証券規制当局に与える影響が、新しい要求事項が開発された際に意図されたものであったかどうかを評価することである。このような評価の基礎は、審議会が新しい要求事項を公表する際に審議会が公表する新しい要求事項から生じる可能性の高い便益と当初の及び継続的なコストの影響分析である。

- 6.51 適用後レビューの間に、審議会は新しい要求事項の開発中に議論した重要で議論の多い事項及びその新しい要求事項が公表されて以降の市場の動向を考慮する。また、新しい要求事項の適用から審議会が当該要求事項を開発した際には気付いていなかった意図しない帰結が生じているかどうかも検討する。
- 6.52 適用後レビューは、審議会が次のことを評価することによって完了する。
- (a) 新しい要求事項が全体として意図されたように機能しており、その新しい要求事項の適用から生じている情報の一般目的財務報告書の利用者にとっての便益が予想より著しく低くはなく、要求事項の適用並びにその適用の監査及び執行のコストが予想より著しく高くないかどうか。例えば、新しい要求事項における核となる目的又は原則の明瞭性に関する根本的な疑問は、それらが意図されたように機能していないことを示唆している可能性がある。
- (b) 新しい要求事項の適用に関して具体的な疑問があるかどうか。具体的な適用上の疑問がある場合でも、審議会は依然として新しい要求事項が意図されたように機能していると結論を下すことができる。
- 6.53 適用後レビューは基準設定プロジェクトではなく、基準設定に自動的につながるわけではない。また、あらゆる適用上の疑問の解決に至ることも意図していない。しかし、適用後レビューは、新しい要求事項又は基準設定プロセスに加えることのできる改善を識別する可能性がある。

#### 適用後レビューの実施

- 6.48 審議会は、新IFRS基準書又は大規模修正のそれぞれについて適用後レビューの実施を求められる。適用後レビューは、通常、新たな要求事項が国際的に2年間適用された後に開始する。これは通常、発効日の約30か月から36か月後である。
- 6.54 審議会は、すべての新基準書又は基準書の大規模修正について適用後レビューを実施することを要求される。
- 6.55 適用後レビューは、新しい要求事項が一定期間にわたり適用されて、当該要求事項の影響の全体を評価するための情報が利用可能となった後に開始する。そのような情報には、新しい要求事項の適用からの趨勢データ、学術研究、要求事項が実務においてどのように機能しているのかに関するフィードバックが含まれる可能性がある（他方で、該当する審議会が注意を要する事項に気付くようにするためにレビューを合理的な期間内に実施する必要性とのバランスを取る）。
- 6.49 新IFRS基準書又は基準書の大規模修正に対応する適用後レビューに加えて、審議会は、次のようなことに対応した適用後レビューの実施を決定することもある。財務報告環境や規制上の要求事項の変更、あるいは基準書の品質に関して、諮問会議、解釈指針委員会、基準設定主体又は関心のある関係者が表明した懸念に対応するものである。

#### 適用後レビューのプロセス

- 6.56 6.50 それぞれの適用後レビューには2つのフェーズがある。第1のフェーズは、調査すべき事項の当初の識別及び評価を伴うものであり、それは情報要請の形での審議会の公開協議の対象となる。第2のフェーズでは、審議会は公開協議情報要請から受け取ったコメントを、利害関係者との対話及び他のリサーチ協議活動を通じて収集した情報とともに検

討する。その情報に基づいて、審議会は発見事項を提示し、レビューの結果として、行う予定の手順があれば、それを示す。

## 初期的評価及び公開協議

### フェーズ1—リサーチ及び情報要請の公表

~~6.57~~ ~~6.52~~ 調査すべき事項の初期的な識別及び評価は、IFRS基準に関連する団体及び関心のある利害関係者（解釈指針委員会（IFRS会計基準について）、それぞれの審議会の協議グループ、証券規制当局、各国の会計基準設定主体、会計基準設定に関与している地域団体、作成者、監査人及び投資者を含む）の広範なネットワークを活用すべきである。これらの利害関係者及びグループからのインプットは、これらの協議の目的は、審議会在レビューの適切な範囲を決定するのに役立つできるように審議会に情報を与えることである。このフェーズにおける対話協議をどのくらい広範囲にする必要があるのかは、レビュー対象とする基準書及び審議会が当該基準書の適用に関して既に知っている内容に応じて決まる。審議会は、レビューの範囲を決定するのに十分な情報を有していると納得することが必要となる。

~~6.58~~ ~~6.53~~ 審議会は、正式の公開協議を通じたフィードバックを求めている事項を示した情報要請を公表する。情報要請において、審議会は、明記した事項に関してフィードバックを求めている理由を説明し、レビュー対象としている基準書又は大規模修正についての審議会の初期的評価を記載する。情報要請は、審議会がレビューの範囲を決定するために従ったプロセスも提示する。

~~6.59~~ ~~6.54~~ 審議会は、通常、適用後レビューの一環である情報要請に対するコメントについて少なくとも120日の期間を与える。審議会は、DPOCに協議して承認を得た後にのみ、120日未満のコメント期間を設定することができる。

~~6.55~~ 審議会は、初期的評価に基づいて、その時点で適用後レビューを実施するのは時期尚早と判断する場合がある。審議会は、適用後レビューを延期する意向をDPOCに伝え、この結論に至った理由を説明し、レビューをいつ再開する予定なのかを明示する。

### 証拠の検討及び発見事項の提示

~~6.56~~ 審議会は、情報要請に対する回答を、例えば次のことの実施により、他の情報又は証拠で補足することが必要かどうかを検討する。

- (a) 一般目的財務報告書又は他の財務情報の分析
- (b) レビューの対象であるIFRS基準書の適用に関する学術研究その他の研究調査のレビュー
- (c) アンケート調査、インタビュー及びその他の協議

~~6.57~~ 追加の情報をどの程度収集するかは、レビュー対象としているIFRS基準書及び情報要請からのフィードバックに応じて決まる。

~~6.58~~ 審議会は、情報要請から受け取ったコメントを、追加的な分析から得た証拠及び情報とともに検討する。審議会は、審議を完了した時点で、発見事項を公開の報告書で提示する。審議会は、IFRS基準書の軽微な修正を行うか又は基準書のより広範囲の改訂についての

~~アジェンダ提案を作成することを検討する場合がある。適用後レビューが基準書の何らかの変更につながるという前提は設けない。審議会は、審議会の手続の変更を行うべきであるとDPOCに提言することもある。ある基準書の影響を評価する方法や、ある基準書の開発中に行うべき追加の手順などである。~~

## フェーズ2—識別した事項の検討及びそれらの優先順位

- 6.60 審議会は、公開協議からのフィードバックを利害関係者との他の対話から収集した情報とともに検討する。審議会は他のリサーチ活動を行う必要があるかどうかを検討する。
- 6.61 審議会は、適用後レビューにおいて識別した事項について何らかの対応を取るべきかどうか及びそれらの事項の優先度の決定を検討する。対応には、基準設定、解釈指針委員会への事項の照会又は一貫した適用を支援するための資料の開発が含まれる可能性がある。審議会は、何も対応を要しないと結論を下すこともできる。
- 6.62 対応を取るかどうかを検討する際に、6.63項における優先度の決定の考慮事項を条件として、審議会は次のような証拠があるかどうかを評価する。
- (a) 新しい要求事項における核となる目的又は原則の明瞭性に関する根本的な疑問がある。
  - (b) 新しい要求事項の適用から生じている情報の一般目的財務報告書の利用者にとっての便益が予想より著しく低い（例えば、適用に重大な不統一がある）。
  - (c) 新しい要求事項の一部又は全部の適用並びにその適用の監査及び執行のコストが予想より著しく高い（又は新しい要求事項が公表された後の重大な市場動向により、新しい要求事項を継続して適用するコストが予想よりもかかるようになった）。
- 6.63 識別した事項の優先度の決定は、適用後レビューの間に収集された証拠が次のことをどの程度示唆しているかに応じて決まる。
- (a) 当該事項が重大な帰結を有する。
  - (b) 当該事項が一般的である。
  - (c) 当該事項が、審議会、又はIFRS会計基準については解釈指針委員会が対処できる財務報告上の論点から生じている。
  - (d) 対応の便益がコストを上回ると見込まれる。コストと便益のバランスを決定するため、審議会は、変更による混乱及び運用コストの程度と一般目的財務報告書の利用者にとっての当該事項の重要度を考慮する。

## 報 告

- 6.64 6.59 審議会は、適用後レビューの期間中にDPOCに定期的に報告を行う。~~審議会はレビューを完了した時点でDPOCに伝え、識別した事項及び審議会が適用後レビューの結果として取ることを計画している対応を要約したプロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメント報告書の草案をDPOCに提供する。審議会がレビューを満足のいく形で完了したとDPOCが納得した時点で、草案報告書を確定させて公表することができる。~~

## 7 IFRIC解釈指針

- 7.1 解釈指針は解釈指針委員会が開発するが、IFRS会計基準の一部であるため、IASB審議会によって承認される。

### IFRIC解釈指針案

- 7.2 解釈指針案の公表は、解釈指針を公表する前のデュー・プロセスの必須の手順である。
- 7.3 解釈指針案は、解釈指針の案という形で具体的な提案を示すものであり、したがって、一般的には解釈指針と同じ方法で示され、解釈指針の構成部分のすべてを有する。主要な相違点は、解釈指針案に関する結論の根拠は提案についての解釈指針委員会の論拠を説明するために書かれるものであり、公表される解釈指針の論拠の草案ではないことである。
- 7.4 解釈指針案は、解釈指針委員会が公開の協議を行うための主要な手段であるため、特別の関心のある事項として解釈指針委員会が識別した事項を示したコメント募集を含める。コメント募集は書面投票用草案に通常は含まれるが、解釈指針委員会はコメント募集について書面投票を行う必要はない。

### IFRIC解釈指針案の開発

- 7.5 解釈指針委員会は、解釈指針案を公開の会議で開発する。テクニカル・スタッフは、対処すべき事項について解釈指針委員会が検討するためのペーパーを作成する。
- 7.6 解釈指針委員会は、「概念フレームワーク」を基礎とした原則ベースのアプローチを適用する。解釈指針委員会は、関連するIFRS会計基準書におけるで定められている原則を考慮して、解釈指針を開発し、当該解釈指針がIFRS会計基準を変更したり基準と矛盾したりはしないという判断を行う。解釈指針委員会は、ある基準書の要求事項が「概念フレームワーク」と異なっていると結論を下す場合には、IASB審議会から指示を得る。解釈指針を開発する際に、解釈指針委員会は、広範囲にわたる規則主義の環境を作り出そうとするものではなく、緊急問題グループとして行動するものでもない。
- 7.7 解釈指針委員会が開発する解決策は、合理的な期間にわたり有効となるなり得る解決策を開発することを図るべきである。したがって、解釈指針委員会は通常、トピックが近く公表予定のIFRS会計基準書で扱われている場合には、解釈指針を開発しない。しかし、このことは、短期の改善が正当化できる場合に解釈指針委員会が特定の事項について行動を起こすことを妨げない。
- 7.8 解釈指針委員会が、識別されたテクニカル事項のすべてに対応したと納得した場合には、テクニカル・スタッフにが書面投票用の解釈指針の草案を作成するよう指示するべきであるという全般的な合意があるかどうかを判断するための投票を行う。提案に反対したメンバーが4名以下の場合、全般的な合意に達したことになる。解釈指針は、解釈指針委員会がある特定の事項について全般的な合意に達したことに基づいて開発されるため、解釈指針案には反対意見は記載しない。しかし、コメント募集及び結論の根拠は、解釈指針案に同意していないメンバーがいるかどうかを記述識別する。
- 7.9 解釈指針委員会メンバーが識別されたテクニカル事項についておおむね合意した後に、テクニカル・スタッフはIASB審議会に、提案を開発するにあたって行った手順を要約するとともに解釈指針案のコメント期間を提案するペーパーを提示する。

- 7.10 IASB審議会メンバーは、解釈指針案の書面投票用草案を受け取る。書面投票のプロセスの間に4名以上のIASB審議会メンバーが解釈指針案の公表に反対した場合には、解釈指針案は公表されない。IASB審議会メンバーの反対により解釈指針案を公表しない場合、IASB審議会は、解釈指針案を修正して公表すべきか、当該事項を解釈指針委員会に差し戻すべきか、IASB審議会がさらに検討すべきか、あるいはそれ以上の対応をすべきでないのかを決定する。
- 7.11 IASB審議会と解釈指針委員会は、通常、解釈指針案に対するコメントについて少なくとも90日の期間を与える。事項の範囲が狭く、緊急性がある場合には、IASB審議会は、DPOCと協議して承認を受けた後に、90日未満（ただし30日以上）のコメント期間を設定することができる。

### IFRIC解釈指針案の公表

- 7.12 解釈指針案の公表は財団のウェブサイトで発表される。すべての解釈指針案は、ニュースリリースを伴う。
- 7.13 すべての解釈指針案は、財団のウェブサイトで無料で入手可能にする。

### 寄せられたコメントの検討

- 7.14 コメント期間の終了後、解釈指針委員会はコメントをレビューする。
- 7.15 解釈指針の開発は、解釈指針委員会の会議の中で行い、そこで解釈指針委員会メンバーは解釈指針案に寄せられたコメントを検討し、プロジェクトを進めるべきかどうかを決定する。
- 7.16 解釈指針委員会が解釈指針のテクニカル事項に関して全般的な合意に至ったと判断した時点で、テクニカル・スタッフは解釈指針委員会に、解釈指針の開発にあたり行ってきた手順を要約し、提案を確定できるのかあるいは再公開すべきなのかを評価するペーパーを提示する。
- 7.17 再公開の必要があるかどうかを検討する際に、解釈指針委員会は、6.28項から6.30項で審議会について示しているのと同じ要件を適用する。解釈指針委員会が再公開が必要と判断する場合には、従うべきデュー・プロセスは最初の解釈指針案と同じであり、最短のコメント期間は7.11項に従って決定される。

### IFRIC解釈指針の確定

- 7.18 解釈指針委員会は、識別されたテクニカル事項のすべてに対応したと納得している場合には、書面投票用の解釈指針をテクニカル・スタッフが作成するよう指示するべきであるという全般的な合意があるかどうかを判断するための投票を行う。提案に反対票を投じたメンバーが4名以下の場合、全般的な合意が達成したことになる。
- 7.19 IFRIC解釈指針には次の内容を含める。
- (a) 範囲に含まれる取引又はその他の事象の会計処理を定める要求事項
  - (b) 解釈指針において依拠した関連するIFRS会計基準書及び「概念フレームワーク」の部分への参照

(c) 発効日及び経過措置のパラグラフ

- 7.20 結論の根拠は、解釈指針の論拠理由を記述する。解釈指針には、解釈指針委員会メンバーの反対意見は記載されない。しかし、解釈指針をIASB審議会による承認のために提出する際に、承認の要請に付属するテクニカル・スタッフ・ペーパーは、何名の解釈指針委員会メンバーが解釈指針に反対したのか及びその理由を明記する。

### 発効日及び経過措置

- 7.21 IFRS会計基準の変更と同様に、解釈指針には発効日及び経過措置のパラグラフを含める。強制的な発効日の設定は、各法域が新たな要求事項を法制度又はその他の財務報告の要求事項のシステムに組み込むのに十分な時間を与え、IFRS会計基準を適用する人々に新たな要求事項に備えるのに十分な時間を与えるように行う。解釈指針は、一般に、基準書の大規模修正よりも狭い範囲の事項を扱うものであるため、新たな要求事項に備えるのに必要な時間も短い可能性が高い。
- 7.22 解釈指針委員会は、IFRS会計基準の初度適用企業が解釈指針をどのように適用すべきか及びIASB審議会がIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」を修正することを提言すべきかどうかについても検討する。

### IASB審議会の同意及び承認

- 7.23 解釈指針委員会が解釈指針の書面投票を終えた後に、解釈指針は承認を求めため、解釈指針を開発するにあたって行った手順を要約したテクニカル・スタッフ・ペーパーとともにIASB審議会に提出される。IASB審議会は解釈指針を承認するための投票を公開の会議で行う。承認には、特別過半数、すなわち、新基準書又は基準書の修正について要求されるのと同じ量レベルの審議会メンバーの支持を必要とする。
- 7.24 IASB審議会メンバーは解釈指針の承認に反対することができる。1名又は複数のIASB審議会メンバーが反対する場合、その事実はその理由とともに解釈指針の承認のセクションに示される。
- 7.25 IASB審議会は、解釈指針委員会が提出した解釈指針について投票を行う。IASBが解釈指針を審議会が承認しない場合、IASB審議会は解釈指針委員会に反対の理由を示す。これらの理由に基づいて、IASB審議会は、当該事項を解釈指針委員会に差し戻すか、さらに検討するか、あるいはそれ以上の対応をしないのかを決定する。IASB審議会は、解釈指針に編集上の変更を加えることや発効日を変更することができ、変更を行った場合にはそれを解釈指針委員会に伝える。
- 7.26 承認された解釈指針は、IASB審議会が公表する。

### IFRIC解釈指針の公表

- 7.27 解釈指針の公表は財団のウェブサイトで発表される。すべてのIFRIC解釈指針はニュースリリースを伴う。



## 8 一貫した適用の支援

8.1 このセクションに記載している内容の目的は、基準の適用の一貫性を改善することである。

### アジェンダ決定

#### 解釈指針委員会によるアジェンダ決定

- 8.2 解釈指針委員会が、提出された質問に対処するために基準設定プロジェクトは必要ないを作業計画に追加すべきではないと決定する場合（5.14項から5.20項参照）には、IFRIC Update及び財団のウェブサイトにおける暫定的なアジェンダ決定の中で理由を説明する。解釈指針委員会は、暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを通常60日のコメント期間で募集する。当該コメントを検討した後に、解釈指針委員会は次のいずれかを行う。
- (a) 決定を確認してアジェンダ決定を公表する（IASB審議会が反対しないことが条件—8.7項参照）。
  - (b) 決定を改訂し、改訂後の暫定的なアジェンダ決定についてコメントを求めるために再公開する（解釈指針委員会が、6.28項から6.30項の再公開の要件を適用した後に、再公開が必要であると決定する場合）。
  - (c) 基準設定プロジェクトの必要性を再検討する（5.17項から5.20項参照）を作業計画に追加すべきであると決定する。
  - (d) ~~当該事項を審議会に照会する。~~
- 8.3 ~~アジェンダ決定は、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しなかった理由を説明し、また、多くの場合によっては、アジェンダ決定に説明的資料を含める。そうした説明的資料を含めること~~の目的は、IFRS会計基準の適用の一貫性を改善することである。~~基準設定プロジェクトを作業計画に追加しない理由が、解釈指針委員会が、IFRS会計基準における原則及び要求事項が要求される会計処理を企業が決定するための適切な基礎を提供しているという結論を下した解釈指針委員会の結論である場合、アジェンダ決定には、通常、説明的資料を含める。暫定的なアジェンダ決定の一部として含められた説明的資料は、コメントの対象となる。~~
- 8.4 アジェンダ決定（それらに含まれる説明的資料を含む）は、IFRS会計基準の要求事項を追加又は変更することはできない。むしろ、説明的資料は、IFRS会計基準における該当する原則及び要求事項がアジェンダ決定に記述された取引又は事実パターンにどのように適用されるのかを説明する。
- 8.5 説明的資料の権威はIFRS会計基準自体に由来する。したがって、企業は、アジェンダ決定における説明的資料を反映して、該当するIFRS会計基準書を適用することを要求される（当該会計処理を導入するための十分な時間があることが条件となる—8.6項参照）。
- 8.6 説明的資料は、IFRS会計基準における原則及び要求事項についての企業の理解を変更させる可能性のある追加的な知見を提供する場合がある。このため、企業はアジェンダ決定を理由として会計方針<sup>3</sup>を変更する必要があると決定する場合がある。当該決定を行い、必要な会計方針の変更を適用するための十分な時間が企業に与えられることが期待され

<sup>3</sup> IAS 第8号「財務諸表の作成基礎」は、会計方針、会計上の見積り及び過年度の誤謬を扱っている。

る（例えば、変更を導入するために、企業は新しい情報を入力したりシステムを修正したりすることが必要となる場合がある）。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのかの決定は、企業の具体的な事実及び状況に応じて決まる判断の問題である。しかし、企業は、どのような変更も適時に導入し、重要性がある場合には、当該変更に関連した開示がIFRS会計基準によって要求されるかどうかを検討することを期待される。

- 8.7 アジェンダ決定が公表される前に、IASB審議会は、当該アジェンダ決定を提示することが実務上可能である最初の公開の会議において、当該アジェンダ決定に反対するかどうかを問われる。具体的には、IASB審議会メンバーが反対するかどうかを問われるのは、(a)基準設定プロジェクトは必要ないを作業計画に追加すべきではないという解釈指針委員会の決定、又は(b)当該アジェンダ決定はIFRS会計基準の要求事項を追加若しくは変更するものではないという解釈指針委員会の結論である。4名以上のIASB審議会メンバーが反対する場合には、アジェンダ決定は公表されず、IASB審議会はどのように進めるのかを決定する。

## IFRS基準の適用を支援するためのその他の資料教育的資料

- 8.8 IFRS財団は、IFRS基準に関連した教育的資料を自らのウェブサイトで公表することがある。これには、ウェブキャスト、記事、カンファレンスの発表資料及び「IFRS for SMEs」研修資料が含まれる。教育的資料は基準の一部ではなく、基準の要求事項を追加又は変更することはできない。財団は、基準の適用、導入若しくは採用を支援するため、又は基準の理解を容易にするために、基準に関連する資料を公表する。この資料には、ガイダンス文書（基準における要求事項が他の機関の基準とどのように関連するのかを記述した相互運用可能性ガイダンスを含む）、例示、記事、ポッドキャスト、ウェブキャスト、eラーニング・モジュール並びにカンファレンス及びワークショップのためのプレゼンテーションが含まれる。財団は、ライブイベント（バーチャルのプレゼンテーション又は対面のワークショップなど）のための資料を作成することもある。

- 8.9 この資料は基準及びその付属資料の一部（6.34項参照）ではなく、基準における要求事項を追加又は変更することはできない。新しい要求事項又は要求事項の変更が必要とされる場合、審議会は適用されるデュー・プロセスを適用して基準書の修正を開発する。

- ~~8.10~~ 8.9 この資料は、要求事項の追加又は変更を行わずに基準を支援するものであるため、教育的資料の開発は、公開の会議では開発され行われず、公式の協議基準の開発について行われる公開の精査の対象とはならない。しかし、当該教育的資料は、資料の性質、及び複雑性及び予想される読者を反映し、当該資料が基準の要求事項を追加又は変更しないこと及び基準とは明確に区別されることを確保するため、品質保証プロセスの対象となる。

- ~~8.11~~ 8.10 8.10項における品質保証を達成するため、8.8項に記述した教育的資料は少なくとも次のようなレベルのレビューの対象となる。

- (a) 新基準書の要求事項のハイレベルの要約（新基準書を紹介するウェブキャストなど）は、少なくとも1名の審議会メンバーがレビューする。
- (b) 基準書の要求事項を説明する、~~より~~より詳細な資料（基準書の特定の諸側面に関するウェブキャストなど）は、少なくとも2名の審議会メンバーがレビューする。
- (c) 基準書の要求事項が特定の取引又は他の状況にどのように適用される可能性があるのかを説明又は例示する資料（要求事項が特定の事実パターンにどのように適用される

可能性があるのかを示す新たな設例、又は基準における要求事項が他の機関の基準における要求事項とどのように一致しているのかを説明する新たな設例など）は、少なくとも3名の審議会メンバーがレビューする。

- 8.12 このような資料がIFRS会計基準とIFRSサステナビリティ開示基準の両方に言及している場合には、当該資料は、8.11項における原則に従い、それぞれの基準セットに言及している内容の性質を考慮して、両方の審議会からのメンバーがレビューする（例えば、当該資料は、一方の審議会から少なくとも2名のメンバー及び他方の審議会から1名のメンバーによるレビューを要する可能性がある）。
- 8.13 一部の資料は第三者と開発される場合がある。そうした資料は、財団が単独で作成する資料と同じ品質保証プロセスの対象となる。資料の全部がこれらのプロセスの対象となっていない場合には、当該資料はこれらのプロセスの対象となった内容を説明する。基準における要求事項が他の組織の基準とどのように関連するのかを記述した相互運用可能性ガイダンスを開発する際には、財団は当該他の組織と接触し、そこからのインプットを求めて、その基準への言及が誤った記載とならないようにする。財団は、適切な場合には、関連性のある資料（例えば、他の組織のサステナビリティ関連の基準がIFRSサステナビリティ開示基準とどのように関連するのかを説明する資料）の開発に対するインプットを提供するために他の組織と接触することも図る。
- 8.14 過去に承認された最新の内容の資料を手直し又は利用する資料（例えば、基準書に関する過去に承認された資料からの内容を含んだスライド）は、本文が出典資料から変更されていない場合には、審議会メンバーのレビューを要しない。
- 8.15 財団が、第三者が作成した資料をウェブサイトで公開する場合がある。これらの資料は8.11項に記述したレビューの対象とならない。このような資料は、財団が公表する資料と区別できるように明確に呼称する。
- 8.16 ~~8.11~~ DPOCは財団が公表した教育的資料についての定期的な報告書を受け取る。この報告書は、資料の性質及び審議会メンバーによるレビューの程度を識別し、要求されているレビューが実施されたのかどうかについての財団スタッフの結論を記述する。

## 9 認識されたデュー・プロセス違反に対する評議員会の措置の手続書

- 9.1 デュー・プロセス違反が疑われる事項は、両審議会及び解釈指針委員会のデュー・プロセスに対するDPOCの継続的な監督の状況の中で考慮される。違反が疑われる事項は、外部の関係者（マスコミ報道を含む）、内部の関係者、DPOC又は他の評議員が提起することができる。すべての関係者は、デュー・プロセスの違反の疑いが発生したことを感知した時点ですぐに懸念を提起することが推奨される。
- 9.2 DPOCは、違反が疑われる事項を、異議申立者、財団スタッフ並びに両審議会及び解釈指針委員会が提供した証拠とともに検討する。違反が疑われる事項は、この「ハンドブック」に示した報告の判断基準の文脈におけるに照らした評価も行う。
- 9.3 財団のウェブサイトは、デュー・プロセスに関してのDPOCへの異議申立ての提出の手続を示している。は、財団のウェブサイトを示している手続により行われる。そうした手続に従う場合、それぞれの異議申立ては、異議申立者の氏名及び連絡先の詳細とともに、財団のウェブサイトに掲載する。
- 9.4 評議員会活動の管理に責任を負う評議員会スタッフは、異議申立ての評価を調整し、異議申立てに対応した異議申立て及び適切なテクニカル・スタッフからの回答を記載した報告書をDPOCが受け取るようにする責任がある。この報告書は財団のウェブサイトに掲載し、該当する審議会の議長及び（又は）副議長が出席するDPOCの会議で検討する。DPOCは、回答を確定する前に、財団評議員会スタッフメンバーから追加的な情報を求めることができる。DPOCの回答も、通常は異議申立者への書簡の形で、財団のウェブサイトに掲載する。
- 9.5 両審議会及び解釈指針委員会は、これらの方針を遵守し、自らの行動をDPOCに伝えることを要求されるが、デュー・プロセス違反限定的な不履行で審議会が公表した関連する文書基準書等が無効となるわけではない。不履行が生じた場合には、そうした状況を是正するために遡及的な手順を実施することができ、また、DPOCは、違反により害が生じていないと判断する場合には、追加的な措置は必要ないと決定することができる。この状況において、DPOCは、結論及び議論を2.13項に示した報告要求に沿って公開する。
- 9.6 DPOCの過半数が、審議会又は解釈指針委員会がデュー・プロセスに違反したという結論を下した場合には、DPOCは、審議会又は解釈指針委員会がその違反に関連するプロジェクトの現在のフェーズの中で是正措置を行うか、又は当該プロジェクトの将来のフェーズにおいて追加の手順を実施することを要請する。
- 9.7 DPOCと審議会又は解釈指針委員会が、デュー・プロセス違反があったかどうかについての意見の相違を解消できない場合、又は9.6項に定める違反の是正措置について合意できない場合には、当該事項を評議員会に伝え、評議員会が決着をつける（9.9項参照）。評議員会は、当該事項を検討するための会議を招集することが必要となる場合がある。そうした会議は、迅速な対応を要する場合には、バーチャル電話会議又はビデオ会議で行うことができる。
- 9.8 デュー・プロセスの異議申立てが、審議会がまだ新IFRS基準書、IFRS基準書の修正又はIFRIC解釈指針を公表していないプロジェクトに関するものである場合には、審議会又は解釈指針委員会は、デュー・プロセスの異議申立てをDPOC又は評議員会が処理するまで、当該プロジェクトの特定のフェーズを完了することが認められない。9.5項で述べたよう

に、デュー・プロセス違反は、審議会が公表した関連する文書基準書等を無効にするわけではない。したがって、当該事項が審議会の公表した基準書、基準書の修正又はIFRIC解釈指針に関するものである場合には、当該文書基準書等は、デュー・プロセスの異議申立てをDPOC又は評議員会が処理するまでは、依然としてすべての点において有効である。このような場合、DPOC又は評議員会は、当該基準書、基準書の修正又は解釈指針基準書等の発効日を考慮して、異議申立てをできるだけ速やかに処理することを要求されるべきである。

- 9.9 DPOCと審議会又は解釈指針委員会との間の意見の相違が解消できない場合、又は違反を是正するための対応について合意できない場合（9.7項参照）には、評議員会活動の管理に責任を負う評議員会スタッフメンバーが、DPOC委員長と協議して、評議員会の検討を求めるための十分な要約資料を作成する。定足数に達した会議に出席している評議員の過半数が、審議会又は解釈指針委員会がデュー・プロセスに違反していると結論を下す場合には、審議会又は解釈指針委員会は、何であれデュー・プロセスが是正されたと納得するのに必要であると評議員会が判断したいかなる手順ことにも従う。
- 9.10 DPOC及び評議員会は、デュー・プロセス違反の証拠として、審議会又は解釈指針委員会のテクニカルな財務報告上の結論に関する懸念を指摘する会計上の考慮事項を挙げることはできない。

## 付属文書A

### IFRSタクソノミ・デュー・プロセス

---

#### IFRSタクソノミとその目的

- A1 IFRSタクソノミは、構造化されたデジタル分類システムである。これにはIFRS会計タクソノミ及びIFRSサステナビリティ開示タクソノミが含まれる。IFRSタクソノミは、基準（IFRS for SMEs会計基準を含む）に従ってコンピュータで読取り可能な様式で作成される一般目的財務報告書に含められるにおいて表示され開示される定量的情報及び定性的情報の報告を促進タグ付けするために用いることのできる要素（それらについての記述、属性、関係及びデータ・モデルを含む）で構成されるを包含している。
- A2 IFRSタクソノミの主目的は、基準を適用して作成される情報の一貫したタグ付けを支援することである。その際に、財団は、情報の報告及び受取りを構造化された電子フォーマットで行うことを要求されているか又は選好する一般目的財務報告書の作成者及び利用者を支援する。
- A3 IFRSタクソノミは、基準の表示及び開示の要求事項を表している。しかし、基準の不可欠の一部ではない。審議会と財団によるIFRSタクソノミの開発及び公表は、IFRSタクソノミが基準の要求事項と整合することを確保するのに役立つものであり、関連する基準書の要求事項を解釈するものではない。

#### IFRSタクソノミの構成要素

- A4 IFRSタクソノミには2つの構成要素がある。
- (a) IFRSタクソノミ・コンテンツ：下記のことを反映するために使用される要素のセット（関連する記述、属性、関係及びデータ・モデルを含む）である。
- (i) 基準（解釈指針を含む）における表示及び開示の要求事項並びに基準の付属資料（適用ガイダンス、設例）
  - (ii) IFRS報告実務（一般的実務）
  - (iii) 全般的改善
  - (iv) 基準又は基準の付属資料で明示されていない他のタクソノミ・コンテンツ
- (b) IFRSタクソノミ・テクノロジー：タクソノミの要素（IFRSタクソノミのコンテンツを公表し表現するために使用される文法並びに使用されるタクソノミ・アーキテクチャーを含む）。アーキテクチャーは、タクソノミの特性（例えば、命名プロトコルや、IFRSタクソノミ・コンテンツがどのようにファイルに編成されるのかなど）に関するものである。IFRSタクソノミ・テクノロジーには、財団がIFRSタクソノミ・ファイル及び文書の管理及び生成に使用する内部システムは含まれない。

#### IFRSタクソノミ・デュー・プロセスの目的

- A5 コンテンツとテクノロジーは、基準の高品質で一貫した適用を支援するタクソノミの重要な要素であり、相互に関連している。IFRSタクソノミ・デュー・プロセスは、コンテン

ツとテクノロジーの両方の健全性を保護する（特に以下のことを確保する）ように設計されている。

- (a) IFRSタクソノミ・コンテンツが次のようであること
  - (i) 基準又は「概念フレームワーク」と矛盾せず、それらの解釈や追加的な適用指針を表すものではない。
  - (ii) 基準を適用する企業が表示又は開示する情報IFRS開示の効果的かつ効率的な伝達、普及及び分析に役立つ。
- (b) IFRSタクソノミ・テクノロジーが次のようであること
  - (i) IFRSタクソノミ・コンテンツの伝達及び表現のために使用されるテクニカル文法の仕様を守っている。
  - (ii) IFRSタクソノミの現在及び将来の利用者による採用を容易にし、関連性があり最新である状態を維持するために、最善の実務を反映している。

## IFRSタクソノミ・デュー・プロセス公表物

- A6 2つのIFRSタクソノミ・デュー・プロセス公表物は、*IFRSタクソノミ・アップデート*と*IFRSタクソノミ・ファイル*である。

### IFRSタクソノミ・アップデート

- A7 IFRSタクソノミ・アップデート案は、IFRSタクソノミのコンテンツ又はテクノロジーの更新案について記述して協議するために使用される。IFRSタクソノミ・アップデートは、IFRSタクソノミの最終的な変更について公表される。
- A8 IFRSタクソノミ・アップデートは、人間が読める形式での情報（下記を含む）を内容とする。
- (a) フィードバックを求めている質問（IFRSタクソノミ・アップデート案について）
  - (b) 行おうとしている修正案（又は最終的な修正）（例えば、IFRSタクソノミに追加される要素又は削除される要素）
  - (c) これらの変更の背景にある理由、及び、代替的な選択肢が存在する場合には、特定の選択肢が選好される論拠

### IFRSタクソノミ・ファイル

- A9 IFRSタクソノミ・ファイルは、IFRSタクソノミ・コンテンツをタクソノミ伝達メカニズム（拡張可能な事業報告言語（XBRL）文法など）の方法で表現し伝達するために使用されるファイルである。これらのファイルにより、コンピュータがIFRSタクソノミを加工し、さまざまなソフトウェア・アプリケーションを使用してコンテンツを提供することができる。
- A10 *IFRSタクソノミ・ファイル案*はIFRSタクソノミの更新案を公開するものであり、IFRSタクソノミ・ファイルは最終的な更新を表すものである。

- A11 財団は、IFRSタクソノミの補足資料及び教育資料（IFRSタクソノミ・コンテンツを人間に読める形式で提供するファイルなど）も公表する場合がある。~~これらの資料は、正式のデュー・プロセス公表物を構成しない。~~

## IFRSタクソノミ・レビュー・パネル

- A12 それぞれの審議会には、指名されたグループであるIFRSタクソノミ・レビュー・パネルがある。~~新規の又は修正した基準（及びその付属資料）を反映した、IFRS基準で明示されていないIFRSタクソノミ・コンテンツに対する監督を提供するためである。~~それぞれのIFRSタクソノミ・レビュー・パネルは、3名から5名の審議会メンバー及び少なくとも1名のテクニカル・スタッフのシニア・メンバーで構成される。

## IFRSタクソノミ協議グループ

- A13 両審議会には、IFRSタクソノミ協議グループ（ITCG）と呼ばれるタクソノミ関連活動に関する協議グループがある。
- A14 ITCGは、この「ハンドブック」の3.59項から3.64項に記述している協議グループに関して示された一般原則に基づいて運営される。ITCGには、目的と機能を示した委任事項もある。
- A15 テクニカル・スタッフは、IFRSタクソノミの変更の開発中にITCGに助言を求める。

## IFRSタクソノミのレビュー及び承認

### 審議会によるレビュー及び承認

- A16 新基準書又は基準書の修正（及びその付属資料）を反映したIFRSタクソノミ・コンテンツに関するIFRSタクソノミ・アップデート案及びIFRSタクソノミ・アップデートの承認には、書面投票による審議会の特別多数決の支持を要する。
- A17 IFRSタクソノミ一般の実務及び~~新規の又は修正したIFRS基準書（及びその付属資料）を反映した、IFRS基準で明示されていない他のコンテンツの~~全般的改善又は変更は、該当するIFRSタクソノミ・レビュー・パネルのレビュー（ただし、承認ではない）の対象となる。これらの変更は、通常は審議会で議論やレビューはされない。しかし、適切と考えられる場合には、該当するIFRSタクソノミ・レビュー・パネルのどのメンバーでも、該当する審議会の公開の審議会の会議で議論及びレビューのために具体的な論点を提起することを決定できる。
- A18 該当するIFRSタクソノミ・レビュー・パネルは、新たなIFRSタクソノミ一般の実務又は全般的改善のプロジェクトの着手、又はIFRSタクソノミのコンテンツに影響を与えるが新規の又は修正した基準書の公表から直接に生じるものではない他のプロジェクトの着手に関するテクニカル・スタッフ提案もレビューする。これには、IFRSタクソノミのテクノロジーの変更の結果として生じたコンテンツ修正が含まれる。
- A19 IFRSタクソノミのテクノロジーだけに影響を与える変更は、両審議会でもIFRSタクソノミ・レビュー・パネルでも承認やレビューはされず、ITCGで検討される（A38項からA40項参照）。



## ITCGによるレビュー

- A20 両審議会はIFRSタクソノミ・ファイル案やIFRSタクソノミ・ファイルのレビューも承認も行わない。しかし、ITCGがIFRSタクソノミ・ファイル案及びIFRSタクソノミ・ファイルをレビューする。関連するIFRSタクソノミのテクニカルな健全性の確保に役立てるためである。ITCGは、IFRSタクソノミ・アップデート案及びIFRSタクソノミ・アップデートもレビューし、また、IFRSタクソノミの教育的資料及び補足資料のレビューを求められることもある。
- A21 新基準書又は基準書の修正については、ITCGのレビュー期間は、通常、関連する基準書の編集レビュー期間に合わせる（基準書の編集レビューのプロセスについては、3.33項から3.35項参照）。他のレビュー、及び関連する基準書の編集レビューが行われない場合については、ITCGには通常、レビューを行うための14日の期間がある。その事項の範囲が狭いか又は緊急と考えられる場合には、この期間を短縮することができるが、7日未満とすることはできない。
- A22 レビュー者が伝えるのは個人的見解であり組織の見解ではないため、コメントを提供したITCGメンバーが個別に同意しない限り、彼らのコメントは公開されない。テクニカル・スタッフは通常、ITCGメンバーからのコメントをITCGの公開の会議で要約する。

## IFRSタクソノミ・アップデート案及びIFRSタクソノミ・アップデートのレビューのプロセス

- A23 表A1及びA2は、IFRSタクソノミ・アップデート案及びIFRSタクソノミ・アップデートの要求されるレビュー及び承認を示している（詳細はカッコ内で参照している各項参照）。

表A1—新IFRS基準書又はIFRS基準書の修正についてのレビューのプロセス

	IFRSタクソノミ・アップデート案		IFRSタクソノミ・アップデート	
	審議会の承認	ITCG	審議会の承認	ITCG
新基準書又は基準書の修正	要求される (A16項)	任意 (A31項)	要求される (A16項)	任意 (A51項)

表A2—一般的実務、全般的改善及びテクノロジーについてのレビューのプロセス

	IFRSタクソノミ・アップデート案		IFRSタクソノミ・アップデート	
	IFRSタクソノミ・レビュー・パネル	ITCG	IFRSタクソノミ・レビュー・パネル	ITCG
一般的実務	要求される (A17項、A35項)	任意 (A37項)	要求される (A17項)	任意 (A51項)
全般的改善	要求される (A17項、A35項)	任意 (A37項)	要求される (A17項)	任意 (A51項)
テクノロジー	要求されない (A19項)	要求される (A40項)	要求されない (A19項)	任意 (A51項)

## IFRSタクソノミのデュー・プロセスに対するDPOCの監督

- A24 各回の会議で、DPOCは当期におけるIFRSタクソノミのデュー・プロセス公表物、及び、該当がある場合、当該公表物が審議会に承認された日に関する情報を受け取る。DPOCは、財団スタッフによるITCGのレビューの報告書も毎年受け取る（3.64項参照）。

## IFRSタクソノミをアップデートする提案の着手

- A25 IFRSタクソノミ・アップデートは、IFRSタクソノミのコンテンツの変更に関連する場合もテクノロジーの変更に関連する場合もあり、その両方である場合もある。IFRSタクソノミ・アップデートがIFRSタクソノミのコンテンツとテクノロジーの両方を変更する場合、当該IFRSタクソノミ・アップデートについてのデュー・プロセスは、IFRSタクソノミのコンテンツとテクノロジーについてのプロセスを組み合わせる。

### 新規の又は修正したIFRS基準書を反映したコンテンツ変更

- A26 IFRSタクソノミ・コンテンツは、新基準書又は基準書の修正を適時に反映すべきである。これにより、IFRSタクソノミが基準の正確な反映となることが確保される。
- A27 基準は、要求事項がIFRSタクソノミにおいて適切に表現されるように明確かつ整合的に記述される。したがって、基準が該当するIFRSタクソノミに与える影響は新基準書又は基準書の修正の開発中に考慮される。テクニカル・スタッフは審議会が公開の会議で検討するためのペーパーを作成する。これらのペーパーは、具体的なトピックについて審議会のレビュー又は承認を要する場合には、IFRSタクソノミ・コンテンツ関連の事項を織り込むことがある。
- A28 財団は、公開草案又は解釈指針案の表示及び開示の要求事項を反映したIFRSタクソノミ資料をウェブサイトで公開する場合がある。これらの資料はIFRSタクソノミ・アップデート案を構成するものではないので、該当する審議会の承認は必要ない。これらの資料の目的は、提案された表示及び開示の要求事項の理解を容易にすることである。IFRSタクソノミ・アップデート案は通常、新基準書又は基準書の修正についてのみ開発される。
- A29 審議会は通常、IFRSタクソノミ・アップデート案を関連する新基準書又は基準書の修正の書面投票と同時に承認する。審議会は、次のいずれかの場合には、IFRSタクソノミ・アップデート案の承認をそれよりも遅い時期に行うことを決定することができる。
- (a) 関連する基準書との同時公表では基準書の公表が遅くなるリスクがある場合
  - (b) IFRSタクソノミの修正案の範囲が十分に狭く、将来の修正案と組み合わせて1件のIFRSタクソノミ・アップデート案に統合できる場合
- A30 新基準書又は基準書の修正を反映したコンテンツ修正についてのIFRSタクソノミ・ファイル案は、適切と考えられる場合に作成される。このようなファイルを作成すべきかどうかを評価する際に、テクニカル・スタッフは、変更案の範囲及びこれらの変更がIFRSタクソノミの利用者に与える可能性の高い影響をレビューする。
- A31 テクニカル・スタッフは、通常、IFRSタクソノミ・アップデート案の概要案及び（作成している場合には）IFRSタクソノミ・ファイル案をITCGのメンバーにレビューを求めため提供する。ITCGのメンバーは、IFRSタクソノミのコンテンツの変更案が基準書の修正を正確にかつ最も適切な方法で反映しているかどうかについてレビューを求められる。

### 全般的改善、新たな一般的実務及び他のコンテンツ変更

- A32 全般的改善には、例えば、一貫したタグ付けをより支援するためのデータ・モデルの変更や、基準における表示及び開示の要求事項をよりよく反映するための新たな要素が含ま

れる場合がある。IFRSタクソノミ一般の実務コンテンツは、企業が基準を適用する際に実務で一般に報告しているが、新規の又は修正した基準書を反映して基準（及びその付属資料）で明示されていない開示に関するものである。他のコンテンツ変更には、例えば、IFRSタクソノミ要素の定義やIFRSタクソノミ適用ガイダンスが含まれる可能性がある。

- A33 テクニカル・スタッフとIFRSタクソノミ・レビュー・パネルは、主としてIFRSタクソノミの利用者のニーズに基づき、基準で明示的に言及されていないIFRSタクソノミ・コンテンツについて、IFRSタクソノミ作業計画にトピックを追加することを検討する。例えば、新たな一般の実務プロジェクトが、基準書の適用後レビュー又は証券規制当局及び他のIFRSタクソノミ利用者からのフィードバックから生じる場合がある。
- A34 新基準書又は基準書の修正に対応したものではないIFRSタクソノミのコンテンツ変更案を開発するためのプロセスは、コンテンツ変更の種類及び目的に応じて決まる。例えば、一般の実務プロジェクトについて、テクニカル・スタッフが一般目的財務報告書の実証分析を行い、提案する新たなタクソノミ要素の識別及び選定を行うためのベンチマーク要件を設定する場合がある。財団は、このような開発プロセスを文書化した資料を公開する。
- A35 該当するIFRSタクソノミ・レビュー・パネルによるコンテンツ変更案のレビューは、必須の手順である。IFRSタクソノミ・レビュー・パネルが追加の検討を要する論点を明らかにしなかった場合、テクニカル・スタッフはIFRSタクソノミ・アップデート案の文案作成を進める。
- A36 IFRSタクソノミ・ファイル案は、適切と考えられる場合には作成される。こうしたファイルを作成すべきかどうかを評価する際に、テクニカル・スタッフは、変更案の範囲及びこれらの変更がIFRSタクソノミの利用者に与える可能性の高い影響をレビューする。
- A37 テクニカル・スタッフは、通常、IFRSタクソノミ・アップデート案の概要案及び（作成している場合には）IFRSタクソノミ・ファイル案を、ITCGのメンバーにレビューを求めするため提供する。

## テクノロジー変更

- A38 IFRSタクソノミ・テクノロジーの変更は、IFRSタクソノミを利用者が適用する方法に影響を与える場合がある。テクニカル・スタッフは、計画された変更の必要性の評価と、このような必要とされる変更の開発を、的を絞ったアウトリーチ（例えば、証券規制当局やソフトウェア業者との）も実施しつつ、ITCGと協議して行う。変更が大規模であると見込まれる場合又は複数の代替的な選択肢が存在する場合には、IFRSタクソノミ・アップデート案を公表する前に情報要請を公表することがある。
- A39 テクノロジー変更を記述したIFRSタクソノミ・アップデート案及びIFRSタクソノミ・ファイル案を一般のコメントを求めするために作成し公開する。
- A40 テクニカル・スタッフは、ITCGメンバーにIFRSタクソノミ・アップデート案の概要案、IFRSタクソノミ・ファイル案の草案、及び（公表する場合には）情報要請の草案を、公表及び協議の前にレビューを求めために提供する。

## 公表及び協議

- A41 IFRSタクソノミ・アップデート案及び（作成している場合には）IFRSタクソノミ・ファイル案は、公開協議の対象となる。コメント期間は、通常、最低60日となる。緊急である

## IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

か又は範囲が狭い場合には、コメント期間を短縮することができるが、30日未満とすることはできない。

- (a) 範囲の狭い変更案については、コメント期間の短縮にDPOCからの承認を要しない。コンテンツ変更案については、該当する審議会（又は適切な場合には該当するIFRSタクソノミ・レビュー・パネル）が30日を下回らないコメント期間を検討することができる。テクノロジー変更案については、テクニカル・スタッフがITCGと協議した後に30日を下回らないコメント期間を検討することができる。
- (b) 緊急であるが範囲が狭くはない変更案については、コメント期間の短縮にはDPOCからの承認を要する。

- A42 新規の又は修正したIFRS基準書を反映したIFRSタクソノミ・アップデートについては、IFRSタクソノミ・アップデート案は基準書の公表と同時に又はその直後に公表されるが、A29項に記述した例外がある。
- A43 A30項及びA36項では、コンテンツ更新案を反映したIFRSタクソノミ・ファイル案の作成は、任意の手順であると述べている。コンテンツの更新については、これらのファイルに関する公開協議は要求されない。更新後のファイルは、単にIFRSタクソノミ・アップデート案に示されたコンテンツ変更案を反映しているだけであるからである。これらのファイルが作成される場合には、関連するIFRSタクソノミ・アップデート案の公表と同時に又はその直後に公表される。
- A44 IFRSタクソノミ・アップデートには、関連するIFRSタクソノミとは無関係のアップデートが含まれる場合がある。例えば、新基準書から生じたアップデートとIFRSタクソノミ・テクノロジーの変更又は一般的実務の追加から生じたアップデートである。しかし、財団は通常、1組のIFRSタクソノミ・ファイル案（すべてのアップデート案を含む）のみを公表する。
- A45 IFRSタクソノミ・アップデート案を開発する際に、該当する審議会及びテクニカル・スタッフは、変更案について利害関係者と協議するための追加の手順を踏む必要があるかどうかを検討する。これらの追加の手順には、例えば、証券規制当局及び他のIFRSタクソノミ利用者との非公開会合、ソフトウェア業者によるテクノロジー変更案のフィールド・テスト、コンテンツ変更案をテストするタスクフォースの設置などが含まれる可能性がある。この追加の協議からのフィードバックは、一般からのコメントレーターとともに考慮され評価される。

## IFRSタクソノミ・アップデートの確定

### コメント及び協議の検討

- A46 IFRSタクソノミ・アップデート案及び（公表した場合には）IFRSタクソノミ・ファイル案に対して寄せられたコメントレーターはすべて、財団のウェブサイトに掲載される。テクニカル・スタッフは、コメントを分析し、当初の提案に変更を加えるべきかどうか及び改訂後の提案を再公開すべきかどうかを評価する。
- A47 テクニカル・スタッフは、コメント及び当初の提案の変更（再公開するという提案を含む）について下記の機関と議論する。

- (a) 該当する審議会と公開の会議で（新基準書又は基準書の修正について）
- (b) IFRSタクソノミ・レビュー・パネルと、（必要な場合には）スタッフが作成するこれらの議論の公開の要約について（全般的改善、一般的実務及び新基準書又は基準書の修正を反映した基準で明示されていない他のタクソノミ・コンテンツについて）
- (c) ITCGと公開の会議で（IFRSタクソノミのテクノロジーの変更について）

A48 DPOCには、IFRSタクソノミ・テクノロジーの重要な変更を確定する前に、行われたデュー・プロセスの手順に関する情報を伝える。

### 文案作成、レビュー及び公表

- A49 コメントを検討し議論した後に、テクニカル・スタッフは、文案作成、審議会の承認（新基準書又は基準書の修正を反映したコンテンツ変更について）及びIFRSタクソノミ・アップデートの公表を進める。
- A50 IFRSタクソノミ・ファイルの作成及び公表は、IFRSタクソノミのコンテンツとテクノロジーの両方の最終的な更新のための必須の手順である。
- A51 ITCGによるIFRSタクソノミ・ファイル及びIFRSタクソノミ・アップデートのレビューは任意である。こうしたレビューが有用となるかどうかを評価する際に、テクニカル・スタッフは、当初の提案に対して加えようとしている変更の性質公開協議中に寄せられたコメントの結果として最終のIFRSタクソノミに加えられる変更の実質を考慮する。

### IFRSタクソノミの編集、翻訳及び編集上の訂正

- A52 財団は、過去にデュー・プロセスの対象となったコンテンツ及びテクノロジーを用いて編集したIFRSタクソノミを公開する。したがって、編集されたIFRSタクソノミの公表前には公開協議は要求されない。編集されたIFRSタクソノミは、少なくとも年1回は公開される。
- A53 IFRSタクソノミ・コンテンツの翻訳は、IFRSタクソノミを採用しているか又は関心を深めている法域からの要望に応じて行われる。IFRSタクソノミの翻訳は、基準の翻訳の場合と同じ手続に従う（6.44項から6.48項参照）。
- A54 テクニカル・スタッフは、生じた誤謬を是正するために、公表後にIFRSタクソノミの編集上の訂正を行う場合がある。編集上の訂正は、IFRSタクソノミ要素の意図された意味の変更や、IFRSタクソノミのテクノロジーの変更を行うものではない。例えば、編集上の訂正は、借方又は貸方などの特定のXBRL属性あるいは要素ラベルの誤字などを訂正する場合がある。テクニカル・スタッフは、IFRSタクソノミに維持管理のための変更を行う場合もある（例えば、時の経過を反映するためのIFRSタクソノミ要素の発効日及び期限満了日の更新）。編集上の訂正及び維持管理のための修正は、公表後の手続であり、承認、レビュー又は公開協議のための公開は必要とされない。

## 付属文書B

# SASBスタンダード及びSASBスタンダード・タクソノミのデュー・プロセス

## SASBスタンダードの維持管理

- B1** ISSBは、IFRS財団と価値報告財団が2022年8月に統合した後にSASBスタンダードについての責任を引き受けた。SASBスタンダードはIFRS基準ではないが、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」を適用する企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するためにSASBスタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することが要求される。したがって、SASBスタンダードはIFRS基準及びその付属資料において特有の役割を有している。
- B2** ISSBは、SASBスタンダードの維持管理及びSASBスタンダードがIFRSサステナビリティ開示基準の適用をどのように支援するのかに関する戦略的検討に責任を負っている。SASBスタンダードの修正案は、IFRSサステナビリティ開示基準の修正と同様にISSBによって一般のコメントを求めるために公開される。修正案に対するすべてのコメントレターは財団のウェブサイトに掲載される。
- B3** ISSBはSASBスタンダード・ボード・アドバイザー・グループ（グループ）と呼ばれる3名から5名のISSBメンバーのグループにより作業における支援を受ける。ISSBはグループを使用して、ISSBの承認を求めてSASBスタンダードの修正の公開草案を開発し、公開草案に対するコメントレター及び利害関係者からの他のフィードバックを検討した後に、SASBスタンダードの修正を開発する。当該グループは非公開で会議を行う。
- B4** ISSBは公開の会議でSASBスタンダードの修正の公開草案（及び、その後にグループが開発したSASBスタンダードの最終的な修正）を承認するための投票を行う。承認には特別多数決（IFRSサステナビリティ開示基準書の修正について要求されるとの同数のISSBメンバーによる支持）を要する。
- B5** グループがSASBスタンダードの修正の公開草案を開発した後に、公開草案はISSBに承認を求めるために、公開草案の開発にあたって踏んだ手順を要約し当該公開草案についてのコメント期間を提案するテクニカル・スタッフ・ペーパーとともに提出される。ISSBは、IFRS基準書の修正の公開草案の場合と同じデュー・プロセスの要求事項を適用してコメント期間を設定する（6.8項から6.9項参照）。
- B6** 同様に、グループがSASBスタンダードの修正を開発し、コメントレター及び利害関係者からの他のフィードバックを考慮した後に、当該修正は、ISSBに承認を求めるために、修正の開発にあたって踏んだ手順を要約し提案を最終確定できるのか再公開すべきなのかを評価するスタッフ・ペーパーとともに提出される。ISSBは再公開が必要かどうかをIFRS基準書の修正の場合と同じデュー・プロセスの要求事項を適用することによって検討する（6.28項から6.31項参照）。
- B7** ISSBメンバーは、SASBスタンダードの修正の公開草案又はSASBスタンダードの修正の承認に反対票を投じることができる。1名又は複数のISSBメンバーが反対票を投じる場合、その旨を公開草案又は公表した修正の承認のセクションに反対の理由とともに記述する。

- B8 承認されたSASBスタンダードの修正の公開草案及び承認されたSASBスタンダードの修正は、ISSBが公表する。
- B9 SASBスタンダードの修正の公開草案及びSASBスタンダードの修正の公表は、財団のウェブサイトで発表する。
- B10 SASBスタンダードの修正の公表後に、財団は6.42項から6.48項でIFRS基準について記述している公表後の手続を適用する。

### SASBスタンダード・タクソノミの更新

- B11 SASBスタンダード・タクソノミには、SASBスタンダードに従って作成したサステナビリティ関連財務情報をタグ付けするための要素を含んでいる。IFRSサステナビリティ開示基準を適用する企業がIFRSサステナビリティ開示タクソノミと組み合わせて使用し、SASBスタンダードを適用する作成者がIFRSサステナビリティ開示基準と独立に使用するために設計されている。
- B12 ISSBは、SASBスタンダード・タクソノミの維持管理に責任を負い、作業においてグループの支援を受ける。グループはISSBによる承認を求めるためにSASBスタンダード・タクソノミ・アップデート案を開発し、利害関係者のフィードバックを検討した後に、最終のアップデートを開発する。ISSBは、SASBスタンダード・タクソノミ・アップデート案に対する利害関係者のフィードバックについて公開の会議で議論し、SASBスタンダード・タクソノミ・アップデートの案及び最終版を公表する。
- B13 SASBスタンダードの修正を反映する内容についてのSASBスタンダード・タクソノミ・アップデートの案及び最終版の承認には、書面投票による特別多数決を要し、これは新規の又は修正したIFRSサステナビリティ開示基準を反映したIFRSサステナビリティ開示タクソノミ・アップデートについて要求されるのと同数のISSBメンバーの支持である。SASBスタンダード・タクソノミ・アップデート案についてのコメント期間は、IFRSサステナビリティ開示タクソノミに関するコメント期間と同じである。

## 用語集

年次改善 (annual improvements)	<del>複数のIFRS基準書の狭い範囲の又は軽微な修正で、各修正は無関係であるが1つの文書にまとめて公開されるもの。</del>
会計基準アドバイザー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum)	<u>国際会計基準審議会 (IASB) に対するテクニカル助言機関。その目的は、国際的に受け入れられる高品質の会計基準を開発するというIASBの目標の達成に向けてメンバーが建設的に貢献できるアドバイザー・フォーラムを提供することである。</u>
コメントレター (comment letter)	審議会が協議文書に対して受け取るレター又は正式の提出物。すべてのコメントレターは公開され、 <del>IFRS財団のウェブサイトで</del> <u>公開される閲覧できる。</u>
協議グループ (consultative group)	審議会又は解釈指針委員会が協議を行うグループ。こうしたグループは、例えば、所定のトピックについてさまざまな視点を提供するために、リサーチ、経験又は背景に基づくフィードバックを審議会に提供する。 <u>デュー・プロセス監督委員会は、協議グループの人員構成案をレビューするは、人員構成についてDPOCのレビューと承認を受ける。</u> 大規模プロジェクトのそれぞれについて、審議会は協議グループを設置すべきかどうかを検討する。審議会が協議グループを設置しないと決定する場合には、その理由を公開の会議で説明する。
ディスカッション・ペーパー (discussion paper)	審議会が公表するペーパーで、特定のトピックに関する審議会の分析及び全体的な見解を提示するもの。提示された事項は審議会の公開の会議で議論されることになる。ディスカッション・ペーパーは、一般のコメントを求めて公表され、そのフィードバックは、審議会に情報を与えるとともに、 <u>新IFRS基準書又はIFRS基準書の修正を開発すべきかどうか及び開発の方法を審議会が評価するのに役立つ。</u>
編集レビュー用ドラフト (draft for editorial review)	デュー・プロセス文書の草案であり、審議会及びテクニカル・スタッフが文案作成のフィードバックを収集するために使用する。編集レビュー用ドラフトは、 <u>レビュー者の特定のグループ選抜したグループに</u> 配布する場合もあれば、 <u>より幅広くIFRS財団のウェブサイトで</u> <del>一般に</del> 公開する場合もあり、 <del>その両方の場合もある。</del> レビュー者には、ドラフト文書が明瞭かどうか及び矛盾を含んでいるかが問われる。編集レビュー用ドラフトにはコメント募集を記載しない。こうしたレビューの目的は、テクニカルな決定について質問することではないからである。 <del>編集レビュー用ドラフトは必須の手順ではない。</del>
影響分析 (effect analysis)	新しい要求事項を開発する際に行われる、 <u>新IFRS基準書案又は基準書の修正により生じる可能性が高い影響を評価するプロセス。</u> <del>であり、結果としてこのプロセスが完結するのは、新IFRS基準書又は基準書の修正とともに公表される結論の根拠の一部として又はそれとともに提示される分析によってであり、そこでは新しい要求事項により生じる可能性が高い影響についての審議会の評価が要約される。</del>
公開草案 (exposure draft)	一般のコメントを求めて公表される <u>IFRS基準書案、基準書の修正又はIFRIC解釈指針の草案。</u> 公開草案は、具体的な提案を示すとともに、結論の根拠及び代替的見解（該当がある場合）を示す。公開草案は必須のデュー・プロセスの手順である。
フィードバック・ステートメント (feedback)	<u>公開草案又は適用後レビューなどの公式の協議に対する利害関係者からのフィードバックに審議会がどのように対応したかを要約した</u> に對



statement)	して提出されたコメントに直接のフィードバックを提供する文書。コメントのプロセスで提起された最も重大な事項を識別し、審議会がこれらの事項にどのように対応したかを説明する。
フィールドワーク (fieldwork)	審議会が新しい要求事項IFRS基準書案により生じる可能性が高い影響を評価するのに役立つために利害関係者で行う作業。フィールドワークには、次のことが含まれる可能性がある。 <u>新しい要求事項の基準書案が既に発効しているかのようにして新しい要求事項の案新規の提案を個々の取引又は契約に実験的に適用すること、特定の提案の文言案についてのフィードバックを求めること、新しい要求事項の基準書案を適用するとした場合に必要となるシステム変更の程度を評価することである。</u> また、フィールドワークには、実務からの実例の収集も含まれる。業界の実務及びこれらが新しい要求事項の基準書案の影響をどのように受ける可能性がある <u>どのように影響を与える可能性があるのか</u> について、審議会がより適切な理解を得るのに役立つためのものである。
IASB Update	国際会計基準審議会の公開の会議で行われた決定の要約。
<u>ISSB Update</u>	<u>国際サステナビリティ基準審議会の公開の会議で行われた決定の要約。</u>
<u>IASB-ISSB Update</u>	<u>国際会計基準審議会と国際サステナビリティ基準審議会の合同の公開の会議で行われた決定の要約。</u>
IFRIC Update	IFRS解釈指針委員会の公開の会議で行われた決定の要約。
IFRIC解釈指針 (IFRIC Interpretations)	解釈指針は、審議会が承認して公表する前に、IFRS解釈指針委員会によって開発される。IFRIC解釈指針はIFRS会計基準の一部である。
IFRS諮問会議 (IFRS Advisory Council)	国際的な財務報告に関心を有する組織及び個人が参加できる公式の手段を提供する諮問機関。参加者は、地域的及び職能的に多様な背景を有する。諮問会議の目的は、評議員会及び両審議会に幅広い戦略的な助言を提供することである。諮問会議のメンバーは評議員会が任命する。
IFRS基準 (IFRS Standards)	<u>国際会計基準審議会が公表したIFRS会計基準及び国際サステナビリティ基準審議会が公表したIFRSサステナビリティ開示基準。</u> 審議会が公表した基準書及び解釈指針。 <u>IFRS会計基準は、国際財務報告基準書、国際会計基準書、IFRIC解釈指針及びSIC解釈指針で構成される。</u>
コメント募集 (invitation to comment)	ディスカッション・ペーパー又は公開草案に付属し、審議会がフィードバックを求めている事項を示す文書。
適用後レビュー (post-implementation review)	IFRS基準書又はIFRS基準書の大規模修正についてのレビュー。 <u>該当する審議会が実施する。</u>
実務ガイダンス (practice guidance)	審議会が作成した強制力のないガイダンス <u>(で、通常はIFRS基準書が扱っていないトピックに関するものである (例えば、経営者による説明に関するガイダンス) を含む)。</u>
公聴会 (public hearing)	特定のトピックについて意見を聞き意見交換をするための、関心のある関係者との会合。公聴会には、円卓会議と討議フォーラムが含まれる。

## IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

再公開 (re-exposure)	公開草案の改訂版に対するコメントの正式な要請。
情報要請 (request for information)	審議会が、 <u>そのプロジェクトの1つの特定の側面テクニカル・プロジェクト又はより幅広い協議に関連する事項について、フィードバック及び情報を受け取るために行う正式の協議手順。情報要請は、通常、審議会が公開草案の作成又はIFRS基準書の確定を行うのに役立つ。情報要請は、必須のデュー・プロセスの手順ではない。</u>
リサーチ・ペーパー (research paper)	審議会が公表するペーパーのうち、公開の会議で開発したものではないものであり、その点でディスカッション・ペーパーと区別される。リサーチ・ペーパーは、テクニカル・スタッフが作成する場合がある。リサーチ・ペーパーは、他の基準設定主体又は団体が、通常は審議会の要請により作成する場合もある。リサーチ・ペーパーは、 <u>必須のデュー・プロセスの手順ではない。</u>
単純多数決 (simple majority)	審議会について、単純多数決が達成されるのは、審議会メンバーの少なくとも60%が <u>直接に又はバーチャルで出席した審議会の公開の会議で出席した審議会メンバーの過半数が決定に賛成する投票をした場合、又は審議会メンバーの過半数が書面投票を通じて文書の公表に賛成する投票をした場合である。棄権は提案への反対票と同等である。</u>
スナップショット (snapshot)	ディスカッション・ペーパー又は公開草案の主要な点についての <u>ハイレベルの単純化した要約。</u>
特別多数決 (supermajority)	審議会については、特別多数決は、選任された審議会メンバーが13名以下の場合には8名、14名の場合には9名が、文書の公表を支持する書面投票 <u>又は議決</u> をした場合に達成される。棄権は提案への反対票と同等である。
<u>サステナビリティ基準 アドバイザー・フォーラム (Sustainability Standards Advisory Forum)</u>	<u>国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) に対するテクニカル助言機関。その目的は、サステナビリティ報告に関する各法域の基準との相互運用可能性のあるサステナビリティ関連開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供する基準を開発するというISSBの目標の達成に向けてメンバーが建設的に貢献できるアドバイザー・フォーラムを提供することである。</u>
整理論点 (sweep issue)	文書の書面投票の間に識別されたテクニカル事項で、審議会又は解釈指針委員会が公開の会議で議論することにより解決する必要があるもの。

## IFRSタクソノミの用語

IFRSタクソノミ (IFRS Taxonomy)	<u>IFRS開示の構造化されたデジタル分類システム。一般目的財務報告書に記載され、IFRS基準 (IFRS for SMEs基準を含む) に従ってコンピュータが読取り可能な様式で作成される財務報告書において表示され開示される定量的情報及び定性的情報の報告を促進タダ付けするために用いることのできる要素 (それらについての記述、属性、関係及びデータ・モデルを含む) で構成されるを包含している。</u>
IFRSタクソノミ一般 の実務コンテンツ (IFRS Taxonomy common practice content)	<u>これらは、企業がIFRS基準を適用する企業が実際に実務で一般的に開示しているIFRS開示を反映するためのIFRSタクソノミ要素 (それらについての記述、属性、関係及びデータ・モデルを含む) である。これらの要素それらは、基準又は基準の付属資料において明示されていないものである。</u>
IFRSタクソノミ・フ	これは、IFRSタクソノミ・コンテンツを拡張事業報告言語 (XBRL) 文

ファイル (IFRS Taxonomy files)	法などのタクソノミ伝達メカニズムを用いて表現し伝達するために使用されるファイルである。これらのファイルにより、コンピュータがIFRSタクソノミを自動的に加工し、さまざまなソフトウェア・アプリケーションを使用してコンテンツを提供することができる。
IFRSタクソノミ・アップデート (IFRS Taxonomy update)	IFRSタクソノミに加えようとしている変更、これらの変更を行う理由、及び、代替的な選択肢が存在する場合には、特定の選択肢が選好される論拠を人間が読める形式で記述した文書。
IFRSタクソノミ・ファイル案 (proposed IFRS Taxonomy files)	これは、IFRSタクソノミのコンテンツとテクノロジーの両方の更新案を拡張事業報告言語 (XBRL) 文法などのタクソノミ伝達メカニズムを用いて表現し伝達するために使用されるファイルである。これらのファイルにより、コンピュータがIFRSタクソノミを自動的に加工し、さまざまなソフトウェア・アプリケーションを使用してコンテンツを提供することができる。
IFRSタクソノミ・アップデート案 (proposed IFRS Taxonomy update)	IFRSタクソノミのテクノロジー又はコンテンツの変更を一般のコメントを求めるために公開する文書。人間が読める形式で、変更案、これらの変更を行う理由、及び、代替的な選択肢が存在する場合には、特定の選択肢が選好される論拠を記述する。また、フィードバックを求めている質問も含まれる。

## SASBスタンダードの用語

<u>SASBスタンダード (SASB Standards)</u>	<u>約1,000の指標を含んでいる産業別のサステナビリティ関連開示基準のセット。SASBスタンダードには、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別して開示し、重要性がある情報を一般目的財務報告書の利用者に提供するのに役立つための、産業の説明、開示トピックの要約及び関連する報告指標が含まれる。</u>
<u>SASBスタンダード・タクソノミ (SASB Standards Taxonomy)</u>	<u>SASBスタンダードに従ってコンピュータが読取り可能な様式で作成される定量的情報及び定性的情報の報告を促進するために用いることのできる要素 (それらについての記述、属性、関係及びデータ・モデルを含む) で構成される構造化されたデジタル分類システム。</u>



# IFRS<sup>®</sup>

Foundation

Columbus Building  
7 Westferry Circus  
Canary Wharf  
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

**ifrs.org**